

参議院法務委員会會議録第九号

平成八年六月十七日(月曜日)

午後一時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 及川 順郎君
理事 志村 哲良君
野村 五男君
平野 貞夫君
橋本 敦君

委員

下稻葉耕吉君
鈴木 省吾君
中原 爽君
林田悠紀夫君
魚住裕一郎君
大森 礼子君
山崎 順子君
千葉 景子君
本岡 昭次君
田 英夫君
大野つや子君

政府委員

法務大臣官房審
議官 山崎 潮君

事務局側

常任委員会専門
員 吉岡 恒男君

参考人

駿河台大学法学
部教授 竹下 守夫君
法制審議会民事
訴訟法部会委員
日本弁護士連合
会副会長 中務嗣治郎君
読売新聞社編集
局解説部次長 鶴岡 憲一君

弁 護 士 坂本 修君

本日の会議に付した案件

○民事訴訟法(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(及川順郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

民事訴訟法及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

本日は、両案につきまして、お手元に配付の名著のとおり、四名の参考人の方から御意見を拝聴いたします。

まず初めに、駿河台大学法学部教授・法制審議会民事訴訟法部会委員竹下守夫君及び日本弁護士連合会副会長中務嗣治郎君に御意見をいたしてまいります。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を聞かせいただき、今後の審査の参考にさせていただきます。と存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は本会議が入りまして若干時間をお待たせしましたことをこの際御了承をお願いいたします。

議事の進め方でございますが、竹下参考人、中務参考人の順に一人十分程度ずつ御意見をお述べいただきます。その後、各委員からの質疑にお答えいただきます。と存じます。

は、その都度委員長の許可を得ることになっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、まず竹下参考人をお願いいたします。

○参考人(竹下守夫君) 駿河台大学の竹下でございます。

私は、長年、大学において民事訴訟法の研究教育に携わり、また今回の民事訴訟法改正につきましましては、法制審議会民事訴訟法部会の委員として関与してまいりました。本日は、そのような立場から、ただいま当委員会において御審議中の民事訴訟法案につき意見を申し上げます。

まず、結論的に申し上げますと、私はこの民事訴訟法案を高く評価し、これが国会において可決され、法律となるよう希望するものでございます。今回の民事訴訟法改正は、民事訴訟を国民に利用しやすくわかりやすいものとし、訴訟手続の規律を現在の社会の要請にかなった適切なものにするとの見地から、しかも改革は迅速を要するとの認識のもとに行われたものでございます。

我が国の民事訴訟は、現在さまざまな課題を抱えております。特に、訴訟に時間と費用がかかる

ところから国民の訴訟離れの傾向が見られ、また一般市民の有する少額の権利につき裁判上の救済が十分保障されていないというようなこととか、さらに最高裁判所がその本来の役割を十分に果たすことを阻害されている等の重大な問題が指摘されております。民事訴訟法案は、訴訟手続の可及

的速やかな改正という枠内でこれらの課題に最大限こたえようとするものと言えらると思ひます。

民事訴訟法案の主要な改正といたしまして、しばしば言われるところでございますが、次の四つの改正を挙げることができると思ひます。

まず第一は、訴訟の審理方式の改革でございます。争点、証拠の整理手続の整備という表題で呼ばれておりますものでございますが、これは審理方式の改革を意味するものでございます。

我が国の民事訴訟の審理は口頭弁論という公開の法廷における対審審理を中核といたしますが、

従来は、口頭弁論内部ではいわゆる弁論の段階と証拠調べの段階という区別を設けず、審理が弁論と証拠調べの間をいわば行きつ戻りつして行われてきたわけでございます。そのため、手続が遅延するのみならず、真実の発見が妨げられるという難点があると指摘されてまいりました。

そこで、法案では十数年来の実務の努力の成果を取り入れ、審理の過程を概念的に区別して考え、まず弁論と証拠調べとに段階的に区分して考え、まず弁論の段階でできるだけ早期に書証等と突き合わせながら、事件の核心的争点を突き詰めて裁判所と両当事者との共通の認識として確定をする。

その後、証拠調べの段階では証人尋問等を集中的に行い、迅速にかつ適正な裁判に導くという審理方式を目指してまいります。

これは、審理の充実と促進という調和することの難しい二つの要請を同時に満たそうとするものでございます。このような審理方式は、争点中心審理あるいは集中審理というふうにも呼ぶことができるかと思ひます。この審理方式を実現するために、民事訴訟法案では争点、証拠の整理手続を多様化し、整備しているわけでございます。

主要な改正の第二は、証拠収集手段の拡充でございます。この改正は二つの目的を持っています。第一が争点中心審理の実現への寄与、いま一つは証拠の構造

的偏在と呼ばれる問題への対応でございます。争点中心審理によりまして、訴訟の早い段階で争点を確定し、証拠調べの対象、取り調べるべき

証拠を絞つても、それによつて裁判の適正さが損なわれないうちは、両当事者が相手方あるいは第三者の有する証拠を利用して十分に審理に臨む準備ができていなければなりません。証拠収集手段の拡充はこのような準備を可能とするものであり、その意味で争点中心審理の実現に寄与するわけでございます。

他方、現代社会におきましては、大企業や国、地方自治体の行う大規模な事業活動がそれとかかわりのない周辺地域住民や一般消費者に被害を及ぼすという事件がまれでございせん。これらの事件では、被害者が相手方の故意、過失や因果関係の存在について立証責任を負うと解されておりますが、それを証明するための証拠は多くの場合構造的に相手方の手に偏在しているわけでございます。これが証拠の構造的偏在と言われる問題でございますが、証拠収集手段の拡充がこの解決に資することは明らかでございます。

民事訴訟法が証拠収集手段の拡充のために採用しております重要な方策は、文書提出命令制度の拡充と当事者照会制度の新設であります。主要な改正の第三は、少額訴訟手続の新設であります。

現在の民事訴訟制度のもとでは、一般市民の有する少額の権利に対する裁判上の救済が必ずしも十分に保障されているとは言えない状況にございます。久しい以前から、一般市民が簡易に利用できる少額裁判所あるいは少額裁判手続を設置すべきであるという声が聞かれてまいりました。

法案は、訴訟の目的の価額が三十万円以下の金銭請求事件につきまして簡易裁判所における特別手続として少額訴訟手続を設けることとしております。

少額訴訟手続では、特別の事情のない限り裁判所は一回の期日で審理を終了し、直ちに判決の言い渡しをすることになっております。そして、この判決に対しては同じ審級内、つまり第一審で異議申し立てをすることはできませんが、上級審への不服申し立てはできないということにされております。

また、この手続では、当事者が弁護士を依頼しなくても自分で訴訟を行えるよう裁判所が十分後見の役割を果たすことが期待されているわけでございせん。もともと、このような簡易な、しかも一審限りの手続でございせんので、この手続は両方の当事者の意思に基づく選択によって利用できるといふことになっております。

いすれにいたしましても、少額訴訟手続の新設によりまして、民事訴訟が真に一般国民のものとなる基盤がつくられることになるのではないかと思われます。主要な改正の第四は、最高裁判所に対する上訴制度の改正でございます。

この改正の目的は、違憲審査、法令解釈の統一、あるいは判例を通じての法形成など、最高裁判所が担う重大な役割をより一層充実して果たし得るように上訴制度を改めようとするものであります。

その具体的な方策といたしましては、一方で上告受理制度を採用いたしまして、最高裁判所に対する無益な上告の流入を制限するとともに、他方、許可抗告制度を導入いたしまして、近年、国民の権利に重大な影響を及ぼすものが増加してまいつております決定や命令という形式の裁判についても、最高裁判所に対する不服申し立ての道を開こうとするものでございます。

従来、最高裁判所の負担軽減というキャッチフレーズで呼ばれていることが多かったのはこの問題でございますが、問題の本質は、最高裁判所の裁判官の仕事量を減らすということではなくて、裁判官の貴重な時間と労力を、無意味な事務から国民全体にとってより重要な職務にシフトさせるということにあるものと考えております。以上述べました事柄以外にも民事訴訟法案には注目すべき改正が多々含まれてございます。

二、三例を挙げるといたしますと、例えば今後ますます重要性を増す特許権等の財産権に関する訴訟の迅速適正を期するために、東京、大阪両

地方裁判所にこれらの事件を集中化できるような管轄の定めを設けているということ。それから、管轄の合意に対する経済的弱者、とりわけ消費者の保護を図るべきであるということが前から言われており、外国でもそのような方策がとられておりますが、今回の民事訴訟法案ではそのような対策が講じられております。さらに、選定当事者制度を改正いたしまして、多数被害者訴訟などに利用しやすくなったということも重要な改正の一つとして挙げられると思ひます。

今回の改正は、今後日本の社会が一層国際的に開かれたものとなり、民事訴訟の役割が増大すると予測されるにもかかわらず、現在の訴訟制度が多くの課題に直面しているところから、その可及的速やかな改善を図つたものでございます。

今回の改正、特に争点中心審理が立法に関与した者の期待どおりに実現されれば、民事訴訟は大幅に迅速化されるものと思ひます。また、少額訴訟手続の導入によつて、個人の少額の権利に対しても実効的な裁判上の救済の道が保障されることになると思ひます。さらに、いわゆる現代語化によりまして、法典自体が国民にわかりやすく、身近なものとなることも看過できないと思ひます。

これらを総合いたしますと、冒頭で申し上げましたとおり、民事訴訟法案は訴訟手続の迅速な改正という枠内で、我が国の民事訴訟が直面している諸課題に最大限こたえようとするものということができます。今国会において可決され、法律として成立することを私といたしましては切に希望する次第でございます。

以上でございます。○委員長(及川順郎君) ありがとうございます。続きまして、中務参考人をお願いいたします。

中務参考人。○参考人(中務副治郎君) 日本弁護士連合会副会長の中務副治郎でございます。民事訴訟法改正問題を担当しております。このたびの民事訴訟法案

について私の意見を申し述べます。

社会は今、成熟社会への転換、高齢化社会への移行、国際化への著しい進展、情報通信の高度化など重層的に大きな変革を遂げつつあります。それに伴い、民事紛争も複雑かつ多様化しております。

このたびの民事訴訟法改正の趣旨は、民事裁判を現在の状況に的確に対応できるものとし、国民に利用しやすくなりやすいものにする、そして、適正かつ迅速な裁判を実現するため、民事訴訟手続の改善を図ろうとするものであります。日弁連も、司法を国民に身近でわかりやすく利用しやすくなるため、司法の改革運動に取り組んでいくところであり、この法律案の趣旨に賛同しております。

本法案の内容については、弁論準備手続の非公開、上告制限など国民の裁判を受ける権利擁護の観点から問題点もありますが、特に文書提出命令手続における公務員の職務上の秘密に関する文書の取り扱いについては、証拠収集手段の拡充という改正の趣旨に反する重大な問題が含まれていないため、具体的な修正案を提示して強く修正を求めました。

衆議院におかれまして、政府原案の文書提出義務の対象となる二百二十四号の文書から、当面、行政文書を除外し、行政文書を対象とする文書提出命令の制度については、法律公布後二年をめどとして必要な措置を講ずる旨の附則を設けることを内容とする修正案が可決され、法務委員会においてその検討の枠組みについての附帯決議もなされました。

日弁連が提案してきまして内容の修正にまで至らなかったことは残念であります。公務秘密文書の取り扱いについて、我々の提案に沿って原案修正の方向を打ち出されましたことに対し、深甚なる敬意を表するものであります。

しかしながら、この修正は極めて例外的な暫定措置であります。次に述べますような点を御留意いただき、本法案の重要な目的である証拠収集手

続の拡充を早期に実現されんことを強く求めたいと存じます。

第一は、法を適用して正当な権利の実現を図るという民事裁判の本来の機能が十分發揮できるためには、その前提として、当事者の主張する事実について真偽が見きわめられ、具体的真実が発見されることが不可欠であります。誤った事実の認定の上に立つ法の適用ほど危険なものはありません。

ところが、現在の複雑多様化した社会では、行政が市民生活や企業の活動に深くかかわりを持ち、そのため情報行政に集中し、情報、証拠の遍在する構造になっております。その行政情報裁判に提出されないため、正当な権利の保護や被害の救済に深刻な弊害が生じていることは、HIV被害訴訟の例を挙げるまでもなく、枚挙にいとまがありません。

民事裁判が国民に利用しやすいものにするためには、その法的紛争を解決するのに必要と関連性のある証拠は、原則として法廷に提出されることが重要であります。行政文書についても文書提出義務の一般義務化の制度を確立すべきであります。

第二に、訴訟において文書提出義務があるかどうかの判断は、法律を適用する裁判所の法律判断であり、司法の本質的な作用であります。これは民間文書であろうと行政文書であろうと変わりはありません。現行法下においても、判例は職務上の秘密に該当するかどうか、文書提出義務があるかどうかは裁判所が判断するとされております。公務秘密文書については、行政官庁がその提出義務の有無を判断するということは、すべて司法権が最高裁判所及び法律の定めるところにより設置される下級裁判所に属し、行政機関は終審として裁判を行うことができないという我が国憲法下における三権分立の原則に反するものと考えます。

第三に、文書提出義務が免除される行政文書の要件は、単に形式的に秘密扱いとしたものではなく、それが提出されることによって公共の重大な

利益を害することになると限定し、厳格に定めるべきであります。現行法下においても、代表的な判例は、文書提出義務が免除される職務上の秘密とは公表することによって国家利益又は公共の福祉に重大な損失、重大な不利益を及ぼすような秘密をいうとされております。

第四に、裁判所がこの提出義務の存否を判断するに当たって、必要な場合には、民間文書と同様、非公開の審査手続、いわゆるインカメラ手続を行政文書にも認めるべきであります。法律判断が適正に行われるための制度的な保障が必要であるからであります。

第五に、証拠収集手続の拡充は単に文書提出命令に限ったものではありません。公務員の証言義務についても同様であります。本法案では、民間人の守秘義務を負っている者の証言拒絶と公務員の証言拒絶との間に著しい官民格差があり、公務員の証言についての監督官庁の不承認の要件が広範囲であり、かつ政府の説明では不承認及び証言拒絶について裁判所の審査が及ばないとされております。これは、明治憲法下の戦前の制度が本法案に援用されたものでありますが、新憲法では行政文書や公務員の地位の性格が旧憲法のそれとは大きく変わっており、今回の見直しに当たっては、このことを十分に考慮して、公務秘密文書の見直しと同時に、公務員の証言拒絶に関する条項も見直すべきものと考えます。

第六に、情報公開法による行政情報の公開と裁判における行政文書の提出命令とは、行政情報は公開されるべきであるという理念は共通であります。その制度と目的は異なるものであります。情報公開法による行政情報の公開は、何人もいかなる目的の場合でも認められるものであります。が、民事裁判における文書提出命令は、訴えの利益のある法律紛争について、事実を認定する必要性と関連性という厳格な枠組みの中で、裁判を受ける権利を実質的に保障させるため、司法権の作用として認められるものであります。その意味で、附則による修正の検討は、情報公開法の制定

とは別個に行うべきものと考えます。最後に、フランスの有名な思想家トクビルがアメリカの民主主義について語った言葉を引用したいと思ひます。「アメリカでは、重要な社会問題の全てが裁判所の法廷に持ち込まれ、そこで解決されている。」これがアメリカの民主主義に関するトクビルの考察でありました。時代は変わり、またそれぞれの国情の違いはありましようが、法による正義と国民の権利の実現が最終的には司法によって保障されるべきだとの民主主義の本源は変わりございません。証拠、特に行政情報に基づく裁判の法廷に提出される制度が確立し、実体的真実に基づいて立法府が制定した法律が適用され、国民の正当な権利が擁護されることが保障される社会こそ真の意味での民主主義社会であります。

国権の最高機関たる立法府の御良識により、本法案を成立させていただき、速やかに、国民の広い意見を踏まえて、行政文書を対象とする文書提出命令手続を初め、欧米諸国にも誇り得る証拠収集手続を制定されんことを御期待申し上げます。なお、本法案の審議とは直接関係がありませんが、適正かつ迅速な裁判の実現を図るためには、単に民事訴訟手続の改善にとどまるだけではなく、裁判所の人的、物的設備の拡充整備も不可欠であります。この点においても、政府、最高裁判所は格段の御努力をいただきますよう、切に希望いたします。

御清聴ありがとうございました。○委員長(及川順郎君) ありがとうございます。以上で同参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。○志村哲良君 まず、竹下参考人にお伺いをいたします。竹下参考人は民事訴訟法を専門として御研究に携わられるとともに、法制審議会民事訴訟法部会

の委員として、今回の民事訴訟法改正の審議にも参加されたと伺っております。ところで、今回の改正は大正十五年の改正以来実に七十年ぶりの全面的改正となるものであります。そこで、現時点でどのような改正をする必要かと、今回の改正の意義がどのような点にあるかということ、先ほどの御高話の中に含まれておったかと思いますが、今の二点に集約してお聞かせいただきたいと思います。

次に、中務参考人にお尋ねいたします。我が国では、民事裁判には時間がかかり過ぎるという問題点があると指摘が国民各層からされているところであります。実は私、ついせんだつてこの法務委員会におきまして、裁判に時間がかかり過ぎるという問題に關しまして法務当局にお伺いをしたところであります。中務参考人は弁護士として日ごろから民事裁判の実務に關与をされておられると思ひますので、実務家の立場からどのような指摘についてどのようにお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。あわせて、中務参考人にお尋ねをいたします。中務参考人は日本弁護士連合会の副会長であると同っております。今回の民事訴訟法についての法制審議会における審議に對しまして、日本弁護士連合会としてはどのような形で關与をしてこられたのか、お聞かせをいただきたいと思います。次に、竹下参考人にさらにお尋ねをいたします。今回の改正は、民事裁判に時間と費用がかかり過ぎるなどの問題点の改善のため、さまざまな点から改正を加えているものと伺っております。そこで、具体的にはどのような点が改善されるのでございましょうか。また、それらの改正が実現した場合に民事裁判はどの程度迅速化されることになるかと予測されるのでありましようか。御説明をお願いいたします。続けて、竹下参考人にお尋ねをいたします。今回の改正におきまして、新しく少額訴訟手続が創設されましたが、その意義と評価について参

考人のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、中務参考人にお尋ねをいたします。

今回の改正により、国民にとって民事裁判がより利用しやすいものになると思ひますが、法律の規定が定められた場合には、それに合わせて実務の運用につきましてもさまざまな点で工夫を凝らす必要があるのではないかと思ひます。そこで、今回の改正が実現した場合には、裁判実務の重要な担い手の一人である弁護士会としてのどのような対応を考えておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上であります。

○参考人(竹下守夫君) それでは私の方から、私あての御質問は三点あったと思ひますが、それを順次まとめてお答えさせていただきます。

まず第一点は、今回の改正の必要と意義ということであつたと思ひます。

今回の改正は、委員御指摘のように七十年ぶりの全面改正でございます。この七十年の間に、国民の意識の変化あるいは客観的な我が国の経済社会情勢の変化によりまして、民事訴訟に対する期待あるいは需要というものが大変高まつてゐると思ひます。

例えば権利を侵害された者は、訴訟外で非公開な形で処理をするのではなくて、裁判所に救済を求めるというような傾向が強くなり、この点は少額の権利の上でも同じでございます。

それから、単に自分の権利が侵害された者だけではなくて、社会一般に社会的な問題の解決の透明性を求めるようになり、自分の直接の利益にかかわりのない問題であっても、それが社会的に透明な裁判手続によつて解決される、あるいは処理されるということが強く望まれるようになってゐるわけでございます。さらに、今後ますます国際化が進んでまいりますと、このような傾向は一層拍車がかかると思ひます。

それにもかかわらず、現在の民事訴訟制度は基本的に七十年前と同じ構造を持つております。

めに、十分このような期待ないし需要に対応し切れなくなつてゐるわけでございます。紛争の複雑多様化ということもございますし、それからさまざまな原因によつて訴訟に時間と費用がかかるという問題もございます。

そこで、今回の改正は、そのような社会の期待需要にこたえ切れていない現在の制度を改正する必要があるというところから作業が始まつたものと承知いたしております。したがつて、今回の改正の意義は訴訟手続の改正、しかも迅速に対応をするという観点からこれらの課題に最大限にこたえようとしたものと評価することが出来ます。

ただし、手続の改正ということを中心にしておりますために、それ以外の残された問題というものがあつても確かでございます。とりわけ、司法制度に關連いたします法曹人口も含めた法曹養成制度、あるいは法律扶助制度、さらには弁護士費用等の問題は今後残された問題ということになるかと思ひます。しかし、そのような問題が残つてゐるとはいへ、手続法の迅速な改正という枠内では最大限の対応ができてゐるものと思ひます。

次に、訴訟には時間と費用がかかるという問題が指摘されてゐるけれども、今回の改正ではそういう問題に対応するために一体どのようなことが実現し、またそれが実現した場合にどの程度訴訟が迅速化されるのかという御質問であつたように思ひます。

今回の主要な改正のうち、特に民事裁判の迅速化と關連するものとしたしましては、先ほども申し上げましたが、審理方式の改革というものをまづ挙げる事ができると存じます。

これは先ほども申しましたとおり、従来の訴訟のやり方がいわば弁論と証拠調べの問を往復する。そして一部の人の言い方によりまして、漂流型の審理になつてゐる、どこへいつ行き着くかわからぬというような状況に立ち至つてゐる。それを争点の整理と証拠調べというふうに段階的に区分をいたしまして、まづ争点整理の段階で十分その

事件の核心的な争ひの原因はどこにあるかということ突き詰め、その後で集中的に人証の取り調べ、証人尋問、当事者尋問等を取り調べて、一気に紛争の解決に持つていこうということでございまして、訴訟が迅速化するものと期待されるわけでございます。

それからさらに、証拠収集手段の拡充というものもこのような審理のあり方を可能にするものでございまして、やはり訴訟の迅速化に奉仕するものということが申せます。

第三に少額訴訟手続でございますが、これも先ほど申しましたとおり、三十万以下の金銭請求につきまして、特別の事情のない限りは一回の期日で審理を終えるということでございますので、この手続の対象となる事件につきましては迅速な解決が期待できるといふように申すことが出来ます。

なおこのほかに、先ほどは触れませんでした訴訟資料の提出時期の早期化、集中化ということが図られ、従来のように審理が続いてゐる限り臨時攻撃防御方法を提出できるということではなくて、それぞれの状況に応じて適切な時期に提出すべきであるといふいわゆる適時提出主義の考え方がとられております。

また、しばしば訴訟を長引かせる代表的な例として、当事者や証人が多数いるような大規模な事件がございまして、そういうものにつきましても迅速化が図れるような手当てをいたしております。

なお、OA機器の利用等によりまして督促手続であるとか、あるいは電話会議システム、テレビ会議システムを使った争点整理、証人尋問というようなものも訴訟の迅速化に役立つと思ひます。

これらの改正が実現された場合にどの程度訴訟が早くなるかということは、事柄の性質上具体的な数字で申し上げることは大変難しいわけでございます。ただ、とりわけ争点を中心としたような審理のやり方ということには十数年前から実験的に一部の裁判所ないし裁判官によつて試みられてお

ります。

そういう実験的な試みをやつておられる一人の裁判官が報告されてゐるところによりまして、司法統計等から推測される争ひのある事件の平均的な審理期間というものは、普通これまで二十四カ月くらい、約二年というふうに考えられてきたが、争点中心審理を実験的にやつてみた結果では九月ないし十一月に短縮できたといふような報告がございまして。

これは一つの例でございますので、すべて今後こういうふうな半分以下に短縮できると申すことは直ちにはできませんけれども、その一例から見ましても相当程度の迅速化が期待できるのではないかと考えられます。

最後に、少額訴訟手続の意義と評価ということでございます。これは先ほど申し上げましたとおり、三十万円以下の金銭請求事件につきましては、当事者が弁護士に依頼をしなくても自分で簡易に権利の救済を図つてもらえるという手続として実現されたものでございます。

この手続では、消費者金融業者のような業者の利用も排除してありません。しかし、専ら業者によつてこの手続が独占されるということのないように、利用回数制限を設けるという手当てもなされておりますし、先ほども申しましたが、両当事者の任意の選択に任せるというような配慮もなされております。

そこで私といたしましては、このような手続ができることといたしますならば、少額の権利について実効性のある救済手段が確保され、しかもそれは決して粗雑な裁判ということではなく、十分申述に基づいた迅速な救済ということが実現できるのではないかと評価しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○参考人(中務剛治郎君) 私に対する質問は三点でございますので、一つずつ順々にお答え申し上げます。

まず、裁判に時間がかかり過ぎるということの御批判については、弁護士会としても厳しく受け

とめております。弁護士会は、昭和六十三年に司法改革宣言を行いました。これはまさに司法を国民に身近でわかりやすく利用しやすい司法にした、こういう宣言でございました。そしてまた、弁護士みずからの自己改革を含めて司法全体の基盤を充実させていきたい、こういう運動に取り組んでいるわけでございます。

現在、司法の予算は国家予算の〇・四％にも満たないごくわずかの金額であります。先ほども申し上げましたように、裁判を迅速かつ適正にするためには、ソフトの面で今回のような民事訴訟法の改正も必要でございますけれども、ハードの面で裁判所の人的な設備、要するに裁判官、そしてまた物的な設備、裁判所、そういうものの充実、そしてまた現在法務省との間で法律扶助の実現に向けて研究会が進んでおりますが国民が裁判を利用しやすいようにするための法律扶助制度、こういうようないろいろな面の総合的な体制ができて初めて裁判が迅速で時間のかからない、国民に利用しやすい制度になるんだ、このように考えております。

第二番目の、弁護士会が今回の民事訴訟法案についての検討のために、法制審議会に対してどのような取り組みをしてきたかという問題であります。御案内のとおり、法制審議会の委員には日弁連から委員を推薦しております。そしてまた幹事も推薦しております。この方々はそれぞれ民事訴訟法について御見識のある練達の実務家でございますけれども、その方々をバックアップするための委員会も組織いたしました。五年有余の間この方々をバックアップしてまいりました。この民事訴訟法案が今回国会に上程された、この五年有余の間の法制審議会の委員の方々、関係者の御尽力に対して日弁連として深甚な敬意をあらわしているわけでございます。

ただ、法制審の委員は日弁連が推薦いたしましたも、みずからの見識で意見を述べる、そういう仕組みでございます。この法案が成立するまでの間、検討事項あるいは試案に対して日弁連として

さまざまな意見を申し上げてきました。そして、最終的には法制審議会の委員の方々の御見識でこの法案についての意見を述べられたわけでございます。

三番目の、この法案が成立した場合の弁護士会の取り組みでございますが、もし法案が国会で成立いたしましたならば、法案が施行されるまでの間に弁護士会として、新しい民事訴訟法の運用を改正法案の趣旨に沿った形で十二分に発揮できるように研修、シンポジウム、それから研究を続けてまいりたいと考えております。

例えば、全国各地では今民事裁判の運用改善に関する懇談会というのが裁判所と弁護士会との間で持たれております。私が属しております大阪地方裁判所管内では、もう既に二十五回民事裁判の改善に関する懇談会を続けておるわけでございます。このような懇談会を通じて、裁判所とその民事裁判を担当する弁護士との間でこの法案が所期の目的を達成する、そういう運用になるよう最善を尽くしたい、このように考えておるところでございます。

○志村哲良君 ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 平成会の魚住裕一郎でございます。

両参考人には、お忙しいところありがとうございます。中務参考人は日弁連の民訴法の問題の担当者として尽力され、敬意を表するものであります。また、竹下先生はずっとこの民訴法部会でやってこられて、深く敬意を表するものであります。

時間がございませんので、重要と思われる点を中心に御意見をいただきたいと存じます。

まず、中務先生、これは参議院でございますが、衆議院でも十分議論をいたしまして、しかも附則をつけて、修正し、かつ附帯決議までつけております。その中で、再検討に当たって「秘密の要件の在り方」、これについても「司法権を尊重する立場から再検討をするんだ、そういう文言になっております。これにつきまして、日弁連あるいは

中務参考人としてはどのような趣旨と理解するんでしょうか、簡潔にお願いいたします。

○参考人(中務副治郎君) 秘密の要件につきましては、現在、裁判所の判例が累積されております。その代表的な判例は、私が先ほど申し上げましたように、秘密というのは単なる形式秘ではなしに、国家の重大な利益を害する、公共の重大な利益が害され、あるいは重大な損失がもたらされるものが秘密である、こういうふうに言われているのが現在の判例であります。

今回の附帯決議の中心について再検討する場合には、現在、裁判所が判例で累積してまいりました秘密の要件について十分尊重していただく、こういうことを意味するもの、このように解しております。

○魚住裕一郎君 ありがとうございます。

それで、今、中務参考人も意見陳述で述べられましたけれども、日弁連の立場がどうもよくわからないと私は思っております。

先般、六月十一日、日弁連の会長名で会長談話というのをしました。その中で、「当連合会の修正意見を含めて充分なる審議が尽くされ、今国会において本法案が成立するよう要望するものである。」という言葉になっております。今、中務参考人も同じような趣旨でおっしゃられました。もちろん、日弁連としての修正意見というのが出ておりますけれども、それには至っていない修正案だから残念だという趣旨だと思いますが、さらにこの後残り少ないこの国会において、日弁連の案でしっかりと十分審議して、その上で成立を図られたという趣旨なのかどうか、この点についてちょっと御意見いただけますか。

○参考人(中務副治郎君) 基本的には日弁連は、既に先生方の手元にも参つていっていると思いますけれども、三月二十七日に理事会の満場一致の決議でこの法案についての日弁連の見解を明らかにいたしました。そこでは、この二百二十条四号の公務秘密文書については修正していただきたい、こういう意見を表明したわけでございます。そして

また、その修正の具体的な内容につきましても提示させていただきまして。

今回、日弁連が申し上げておりましたような修正ができなかったことは残念である、会長談話の残念である、というのはそのことでございまして。しかしながら、日弁連のスタンスは、この法案を廃案にしたいとか、あるいはこの法案について全部反対である、こういう立場ではございません。この法案は、先ほども申し上げましたように、国民に利用しやすい、わかりやすい民事手続という形で大きな目標が掲げられております。そしてまた、日弁連が今まで言ってきた上告制限あるいは弁論準備手続の非公開、こういう問題点がありますけれども、全体としては評価するところでございます。

ただ、文書提出命令、特に公務秘密文書の文書提出命令については、証拠収集手続の拡充という改正法案の趣旨に反する項目がございまして、これについてはぜひとも今国会で修正していただきたい。そして修正の上、成立させていただきたい。これは今も変わりがございません。

しかし、あと残り少ない会期中で、特に衆議院におかれましては、附帯決議あるいは附則で公務秘密文書についての取り扱いが一時期棚上げされまして、二年という一つの短い期間の中で日弁連が申し上げてきたような方向で修正ができるというところについて深甚な敬意を表する、こういうスタンスでございます。

○魚住裕一郎君 二年間で検討をしていこうというところでございますけれども、中務先生としては今後どのような機関で再検討をすべきとお考えなのか。

私、個人的に言えば、例えば法制審議会、もう前に原案をつくっていますから、それと同じような場所で行った方がいいのか、あるいはもっとマスコミ関係も含めたような新たな機関をつくつてやった方がいいのかという点、先ほど先生は公務員の証言義務について官民格差ということをおっしゃられました。この百九十一条二項、拒否事

由といいますが、そういう点も含めて再検討をすべきであるというふうにお考えなのかどうか。機関と検討項目について御所見をいただきたいと思ひます。

○参考人(中務副治郎君) 機関についてはいろんな案あるいは選取肢があるかと思ひます。

法制審議会でも一度検討していただく場合、あるいは国会で閉会中でもこの問題についての検討委員会をおこしえたいとか、いろんな選取肢があるかと思ひます。私が申し上げたいのは、どういう機関でありまして国民の広い意見を幅広く聞いていただきたい。そういう国民の意見ののつとめた検討をしていただきたい。そういう機関であつてほしい、こういうことを要望したいと思つております。

それから、そこで検討する場合には、いわゆる文書提出命令における官民格差だけではないに、公務員の証言義務についても、民間人の守秘義務を負つておる者の証言義務との間で先ほど申し上げましたような大きな官民格差がございます。

その公務員の証言義務につきましても、新しい改正法の証拠収集手続の拡充という目的に沿つて、そしてまた行政情報の公開という一つの理念に沿つたそういう修正をお願いしたい。したがつて、文書提出命令だけに限つたことではなくて、整合性を持ったいわゆる行政情報の公開、こういう視点に立つた証言拒絶あるいは文書提出命令の規定に修正していただきたい、このように考えております。

○魚住裕一郎君 わかりました。

それで、あともう一点なんです、日弁連の修正意見だとすべて司法の判断だけに服しないよというふうな形になるわけでございますが、これだとしても個別のプライバシーとかいう問題だけではなくて、外交上とかあるいは防衛上の秘密とかいろいろ出てくるんだらうと私は思ふんです。

その場合の調整の仕方といひますか、HIV訴訟みたいな形、そういう問題ではなくて、もっと

高次元な政治的判断を要するような場合、これをどう扱っていくべきなのか。一部には議院証言法における疎明、それから内閣の声明という形で、あの場合はいわゆる行政権と立法権ですが、さらに行政と司法とのバランスを図っていくという方法もあり得るのではないだろうかと思ひます。その点について中務先生の御所見がございましたら、簡潔にお願ひいたします。

○参考人(中務副治郎君) 私は、現憲法下における司法権、立法権、行政権、この三権分立、このチェック・アンド・バランスのもとにおいては、いわゆる文書提出義務があるかないかという判断は法律判断、いわゆる司法判断である、それは司法権に属する、このように考えております。

そして、この文書提出命令がもし国家の重大な機密にかかわるような問題である、あるいは統治行為にかかわるような問題であるということになれば、これは最高裁判所まで行くわけでございませう。最高裁判所の判断で、これは統治行為に関する問題であるから裁判所の判断が及ばないんだと、こういうところまで最後は行くわけであります。

そういう意味では、最終的にはそういう国家の重大な機密に関する判断については司法権が及ばないという判断を司法権がする。そこまで行くのが現憲法下における三権分立の制度だと、司法権がすべて裁判所に属するという現憲法下における制度だと考えております。

そして、最高裁判所は国民審査を受け内閣が任命するわけでありまして、また裁判所が適用する法律は国権の最高機関たる立法府が制定するわけでありまして、そういうチェック・アンド・バランスの上に立つて日本のいわゆる国政、民主主義、国民主権の制度が確立されていくわけでございませう。文書提出義務があるかないか、その判断はあくまで司法権が判断すべきものだと思ひております。

○魚住裕一郎君 ありがとうございます。御高

名な先生でいらつして質問するのなかなか難しいんですが、ちよつと確認でございますが、竹下先生のレジメの中で、一番下の方なんです「無益な上告」という表現がございませう。また、今口頭では無意味な上告というような表現もあつたと思ふんですが、無益とか無意味というのはだれにとつて無益なのか、お教えいただきたいと思ひます。

○参考人(竹下守夫君) 私が無益とか無意味というふうに申しましたのは、本来上告審と申しますのは御案内のとおり法律審でございまして、現判決に法律違背がある場合にそれを破棄するということと趣旨としております。その趣旨に合わないような、初めからそういう意味で上告の本来の対象にならないような事件という趣旨でございませう。

だれにとつて無益かという点でございませうが、これは強いて申せば制度そのものの趣旨に合わないということとございませうので、広くとらえれば国民全体にとつて無益ということになるかと思ひます。

○魚住裕一郎君 要するに裁判制度設定者たる国、それから税負担をしている国民という趣旨だと思ひますが、ただこれは紛争解決手続といひますか、紛争解決サービスというか、そういうためにあるんです、また当事者は時間と費用、大変な心理的負担も含めて一生懸命やるわけでございまして、一言で無益と言われたら非常にかわいそうだなと実は思つたものですから、ちよつと質問させていただきます。

先生は、ずっと民事訴訟法部会におられたと思ひますけれども、衆議院でも今回の文書提出命令に関して非常に拙速といひますか突然出てきたというふうな表現が使われるんですが、そんな印象をマスコミの方もまた我々も持つていて、というのが率直なところでございませう。これに関して、議事録を出してくれと要求してもなかなか出してくださらないと要旨みたいなものが出てきておるわけでございませう。これはだれがどういふ発言した

かというのを先生として出されたらまずいというふうにお考えなのかどうかというのをまず聞きたいと思ふんです。

○参考人(竹下守夫君) 法制審議会の議事録は、これまで審議会内部における自由な意見交換という趣旨から公開されていらないというふうに承知いたしてございませう。したがつて、この問題につきましても、議事録そのものを公開するというのは、最終的には法務省の判断でございませうけれども、部会の委員をしております私といたしまして、差し当たつて特に具体的に何を秘密にしなければ困るということがあつたわけではございませう。やはり制度として要旨を公開するというぐらゐのところが適当なのではないかというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 昨年の九月二十九日でしたか閣議決定がございまして、一般的な法制に関する審議会というものは全部議事録を公開するんやという閣議決定がなされておるんですね。本来の趣旨からいつたら、要旨どころかきちつとしたものを出さなきゃいけないというふうに思つておりますし、今回特にこの文書提出命令についてはその経過に非常にみんな疑問を持つておるわけでございまして、今そういうふうになつてお聞きしたわけでございませう。

その部会の中で、このまま日弁連案といひますか、全部インカメラあるいは全部かけるような方向での案というのは事務次官会議とかそういうところでは通らないんだ、この文書提出命令一点で法案をつぶすのはもつたない、これを生かすために情報公開法の議論と並行してまたそのときに再度考えればいいんじゃないか、そういうふうな雰囲気というものがあつたんでしょ、民事訴訟法部会の中で。

○参考人(竹下守夫君) 審議の細かい過程のことにつきましても、私も十分記憶をしておりますが、はございませうし、責任者である法務省の担当官にお聞きいただきたいと思ひます。しかし、委員の一人として、今御質問のございました点につい

この問題につきましては、御案内と思います
が、当初から一般義務化をするか、それとも現在
のような限定列举でそれに幾つかの種類の文書を
つけ加えるかという考え方の対立としてずっと審
議がなされてきたものでございます。一般義務化
をするというときには、常に一般義務化をするか
わりに、証人の場合と同じように証言拒絶の事由
に相当するような事実が書かれている文書につい
ては例外を認めざるを得ないだろうということが
議論されておりました。

その意味では今回の案、政府原案でございますが、法制審議会で決めた要綱というものもそういう考え方に沿っていたわけでございます。したがって、いまして、そこでの議論は主として証言とのパランス、証言拒否事由とのパランスというところにウェートがあつたというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 今証言の問題が出てきましたけれども、中務参考人からもございました官民格差ということが言われておりますが、どうも政府答弁を聞いていても公務員の証人義務とパレルに扱つていこうというような言い方になっておりますけれども、果たしてその前提があるんだらうかというのを私疑問に思つております。

かつ、この政府原案のまゝいきますと、大正十五年の改正前の旧法、包括的な証言拒絶権というのがありましたけれども、それと同じような形になつてしまつて、今まで現行法あるいはこの改正案にも出ているような個別的な証言拒絶を認めるというのとちよつと違つてくるんではないだろうかという疑問を持つております。その点についてお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(竹下守夫君) 御案内のとおり、現行法と違つて、今回の民事訴訟法案におきましては、証言拒絶の点につきましては一般的な承認拒絶権というものを監督官庁に認めるということではございませんで、監督官庁が承認を拒絶できる理由というものは限定したわけでございます。公共の

○千葉景子君 本日は、竹下参考人そして中務参考人、委員会に御出席ありがとうございます。限られた時間でございますけれども、何点か御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。私は十五分でございますので、その間でお答えをいただければ幸いです。

まず、中務参考人にお尋ねをいたします。

日弁連としても今回の民事訴訟法案については、先ほど問題点を御指摘いただきましたけれども、全体としては国民に開かれた民事訴訟を充実させていくということで、御賛成をいただいているということでございます。ただ、私も基本的な内容には賛成をしているのでございますけれども、これをうまく運用し、あるいは効果的に使っていくまいかということには趣旨が生かされないことにならうかと思ひます。

そこで、私も先般ちよつと法務省の方にも、最高裁にも質問させていただいたんですが、日弁連で先般シンポジウムを開かれました。そこで大変おもしろいと言つてはおかしいんですけど、大変裁判官が多忙である、そういうような調査結果なども公表されていらつしやいます。この日弁連のシンポジウムなどからどんなような事実が見えてきたのか。そして、迅速な裁判をこれから図つていこうという今回の改正なんですけれども、それに伴つてやはり裁判官の充実ということも根底になければ制度が生かされないかというふうに思ひますので、このシンポジウムから見た内容と、そして裁判官の増員などについて御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(中務剛治郎君) 御案内のとおり、裁判官の数それから司法予算、それから国民が裁判所

そして、この民事訴訟法案というソフトの面での運用改善もさることながら、裁判所の物的な設備それから人的な設備、これは裁判官だけではなしに書記官も含めての充実、そしてまた弁護士との自己改革、こういうものを総合的にこれから整備していかなければ、本当の意味での国民に利用しやすい、わかりやすい民事裁判がない、このように考えております。

○千葉景子君　ちよつとそれにプラスしていただければ幸いですけれども、裁判官の数がなかなかまだ十分に足りていないという部分があるうかと思うんですけれども、やはり一件一件の事件を十分に審理をいただく、あるいは少しゆとりを持って審理をしてスピードアップを図っていくという面で、やはり増員が必要だということは参考人としてもお考えでしょうか。

○参考人(中務嗣治郎君) これはもう日弁連の悲願でございまして、裁判官の定員の増加、それから裁判所の職員の増加、これは従来から常々申し上げてきたところでございます。

ちなみに、昭和二十四年と現在との裁判官の数それから弁護士をの数を申し上げますと、昭和二十四年には裁判官は千四百十一人でございました。現在は二千五十八人、六百四十七人しかふえていないんです。弁護士は昭和二十四年には五千九百十九人、現在では一万六千人近くなっているわけでございます。九千六百三十一人ふえてゐるわけでございます。

諸外国に比べまして、裁判官の数は極めて少ないわけでございまして、一人当たりの裁判官の持ち事件数というのが何百件、こういう状態では本当に国民に納得のできる、そして迅速な裁判はできないと思います。

そういう意味で、裁判官の定員増、それから司法予算をぜひ国会でも十分御検討いただいて御配

今回、最高裁に対する上訴制度について上告受理の制度が採用され、また少額訴訟手続が新設されるということになりました。これ自体はこれまでの議論の中で工夫をされた制度であらうというふうに思います。上訴制度について、これまでの三審制度にある意味では制約を課すということになるわけでございますし、少額訴訟についても一定の枠はまるまるといってでございます。

實際利用する側から考えて、これが本当に三審制度を制約したり、あるいは少額訴訟ということとで、手抜きと言つてはおかしいですけれども、中身が十分に審理されるかということなどを考えたときに、制度を導入するに当たつて注意すべき点というんでしょうか、実務の経験から何かございましたら御指摘をいただきたいと思ひます。

○参考人(中務卿治郎君) 今回の民事訴訟法の中で、上告制限というのが一つの問題でございました。そしてまた、少額事件の特別な取り扱いというのも一つの目玉になっているわけであります。私は、基本的には裁判を受ける権利、国民の裁判を受ける権利というのが実質的に保障されるようなものでないと、それがいかに迅速な裁判であってもいびつな裁判になってしまう。適正でかつ迅速な裁判、その適正ということを忘れた裁判になつてはいけません。そしてまた、裁判を受ける権利が失われるようなことになつてはいけません。

したがいまして、今回、私どもはこの法案について修正をお願いしたいというのは、いわゆる証拠収集手続の拡充、文書提出命令一点に絞りました。上告制限あるいは弁論事務手続の非公開については、法制審の中でもこの問題については反対であるということを表明してきたわけであります。しかし、この法案全体を国会で成立させていただきたいということで、何もかもというんではなしに文書提出命令一点に絞って修正をお願いしてきたわけであります。

しかしながら、上告制限の問題につきましては、なお問題が残っているわけでございまして、今後、この法案の運用、それからまた将来の課題として、国民の裁判を受ける権利が実質的に保障されるような形へ全力を尽くしていきたいと考えております。

○千葉景子君 それでは、竹下参考人にお尋ねをさせていただきます。

今、中務参考人にもお尋ねをしたんですけれども、今回の民事訴訟法案、御議論をいただきましたが、その背景、根底に裁判所の充実、裁判官あるいは施設を含めて環境整備というのが当然必要かというふうに思いますが、参考人としてはそういう問題についてはどのようにお考えでして、今、裁判の実際と、これから将来に向けてのお考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(竹下守夫君) その点につきましては、私も委員御指摘のとおり、裁判所の人的、物的設備というものが現在以上に充実されるべきであるし、そうでないとなかなか今回の民事訴訟法改正の趣旨を実現することは困難であらうというふうに考えております。

とりわけ物的設備、委員も御案内だと思いますが、いわゆるラウンドテーブル法廷というふうに申しまして、法壇と称する一段高いものが従来の法廷についてはございしますが、そういうものを外した、裁判官と両当事者とがひざを交えて審理をすることができるような法廷というものが幾つか各地の裁判所にできておりますけれども、まだ十分ではないというふうに思われます。

それから人的な面につきましても、御指摘のように、裁判官は現在大変な負担を抱えておられるというのを伺っておりますし、裁判所書記官の数も足りないということも聞いております。したがって、そういうものも充実していくことが大変望ましいと思っております。

ただ、裁判官にしても裁判所書記官にしても、やはり国民のために質の保障がないといけません

ものですから、むやみに数だけふやすというわけにはいかないと恐らく難しいところだろうと思ひます。裁判所当局といたしましても、そのような質を確保しながら定員をふやすことに尽力していただきたいと考えております。

○千葉景子君 それでは時間もあれですので、最後にお聞きしたいと思います。

今回の民事訴訟法案の中で、最も関心を持たれ、そしていろいろ多様な意見がございましたのが公的な文書の扱いについてであらうかというふうに思ひます。審議の内容その他これまでも既にいろいろと議論をされてまいりましたが、衆議院の方では修正が加えられ、そして附帯決議なども付されております。

衆議院のこういう審議なども踏まえて、竹下参考人としては今後これを検討するに当たってどんな点に留意すべきか、あるいは法制審の審議の中で不足をしたり、まだ十分でなかった点など、もしあれば、また十分でなければ、そんな点も含めて御意見をお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(竹下守夫君) ただいま御指摘のように、今回の民事訴訟法改正につきましては、衆議院以来の審議の中で文書提出命令、とりわけ公務員の職務上の秘密に係る文書の提出命令というのが関心及び議論の対象になったわけでござい

ます。衆議院の法務委員会における附帯決議、それから附則等の趣旨から拝見いたしますと、衆議院の修正は二年程度をめどとした暫定的措置というところのようでございますので、当然その間に次の改正案の用意がなされるということが要求されているのだと思ひます。

その場合に検討すべきところでございますが、これは附帯決議で御指摘になられていとおあり、一つは秘密の要件、これは民事訴訟法案とそれから現行の刑事訴訟とで食い違つておりますので、それをどうするか。民事訴訟と刑事訴訟の違いというところもございしますので、そのことを考慮し

ながら、どのように考えていったらいいかというのが一つの重要な点だと思ひます。

それから判断権の所在でございしますが、この点につきましては今回の衆議院での御審議の過程、それから一般世論等の動向から拝見いたしますところ、やはり司法の判断権というものをめつと強化する方向で考えようという御趣旨のようでございますので、それを尊重していくべきであらうと思ひます。

それからなお、審理手続につきましても重要な問題でございしますので、例えば議院証言法のような考え方もございしますが、いろいろな考え方というものを参考にしながら検討していくべきだろうと考えております。

法制審議会での審議の過程では、私どももいろいろなことを考えて議論してまいつたわけでございしますけれども、このような結果から考えますと、行政の情報公開ということについての配慮に若干欠けるところがあつたかなというような反省を個人的にいたしております。

以上でございします。

○千葉景子君 ありがとうございます。

○橋本敦君 本日は御多忙のところ、竹下先生また中務先生ありがとうございます。

中務先生から、先ほど公文書の提出義務について大変貴重な御意見をいただきました。この問題については私も大変関心を深めておりまして、衆議院で我が党は日弁連の皆さんの御意見も尊重する立場で修正案を出したのであります。残念ながら全会合の合意に至りませんが、御存じのとおり修正案にとどまりましたが、なおこれから検討できる課題でございしますから、さらに力を入れていきたいと思っております。

それに關して、先ほど先生の方から、行政情報公開の問題は、情報公開法という次元の問題とは違つてまさに司法権の作用の問題として、その立場で違いをしっかりと踏まえて検討する必要がありますという厳しい御意見がありました。まさに私も司法権の作用だと思ひます。

そういう点で、一つは要件の問題についてきつと司法権が尊重される立場での判断ということ、国民の裁判を受ける権利との関係でも決まなきやなりませんし、インカメラという手続の問題についても司法権の作用が及ぶということを保障していくということが両方相まって大事だと思つております。そこらについて御意見をさらに敷衍していただきたいと思います。

○参考人(中務剛治郎君) 先生の御指摘のとおりでございます。情報公開法による行政情報の公開というのは、これは何人でも、どのような目的でも、行政情報を公開して欲しいという一般的な権利でございします。

しかしながら、いわゆる民事裁判における文書提出命令というのはまさに訴えの利益がある法律紛争でないか裁判としては受理されない。なおかつ文書提出命令が問題になるのは、立証事項、いわゆる事実を判断する、事実を認定するために必要性、関連性という二つの要件がさらに厳格に枠組みされるわけでございします。

そして、裁判というのは、まず事実が何であるかということを確認する、その確定された事実に対して法律の適用をする、これが司法の作用であります。したがって、その事実が、本当に真実がその法廷に出てこなければどのような法律が適用されましてもそれは正義に反する。

そういう意味で、裁判所に真実が明らかになるようにするための制度、これはもう一番重要な制度でございします。アメリカではデイスカバリーの制度、それからフランスでは最近司法に対する義務、いわゆる証言義務、文書を提出する義務、そういうことが法律で明定されたらいいでござい

ます。そういうことで、この文書提出命令というのはいわゆる司法権の作用、そしてその義務があるかないか、どういふような場合にその枠組みを考へるかというのにはまさに法律判断、それはまさに司法の判断だと位置づけております。

○橋本敦君 それは、まさに真実の発見という大

事な課題に直結する国民にとつても重要な問題であるわけだ。

そこで、次の問題としてもう一点お伺いしたいことは、公務員のそういった司法判断に対する態度の問題ですが、インカメラの制度で裁判所が検討して、これは実質的に該当しない、訴訟関係者の要求は正当だから当然提出すべきだと、こういう判断があったとしても、ところが、その判断にも行政側が従わないということが予想されるかされないのか。予想された場合に、アメリカ等では裁判所侮辱罪という手続もあるんですが、そういうものは日本にはございませんし、そこらあたりの検討はどうだろうかという点についてもお考えがあれば述べてほしいんです。

といいますのは、エイズ問題で厚生省の文書があれほど大問題になりましたように、容易なことではないという官僚の古い体質が日本の機構の中で完全に除去されているとは国民は信頼していません。だから、裁判所がそこまで御努力を願って判断されても、その結果に行政側が従わないということが起こり得るとすれば、これは一体どういうことになるだろうかということでは考えた上での御意見がもし議論されているのであれば教えていただきたいということでございます。

○参考人(中務副治郎君) 実際に裁判所の文書提出命令に対して行政側がそれに従わないというケースが今まで数多くあります。具体的には今、ある地方自治体が裁判所の命令に対して文書を出さない、それに対して裁判所が間接強制といまして、提出しない場合の、一日に金幾ら幾ら払えと、こういうような課徴金を課しているわけでありまして、その金額が実に一億円に達している、それでもなお出さない、こういうケースがあるわけでございます。

そういう意味で、文書提出命令が将来制度化されましても行政側が出さないというケースが考えられます。今、先生御指摘のように、アメリカではそれに対する対応策がちゃんと規定されているわけでありまして、日本でもそのようなことを真

剣に検討しないといけない。何のための情報公開制度なのかということが問われると思います。

ただ、具体的に今、民事訴訟法で日弁連としてその場合にはこういう案を出すべきだという具体的な修正案は現在のところまだ持っておりません。それはこの二年の間に日弁連としても十分研究をして、できれば御提示できるようにしたい、このように考えております。

○橋本敦君 この問題について法制審の議論がどうであったかなかなか知る由もないんですが、しかし突如として出てきたという感を私もは否めないんです。日弁連としては、法制審で公文書の提出義務問題についてこういう案が出てくるということに对应して、もっと早くから御意見を広めていただくといいことが可能であったのかなかったのか、それほど突然であったのか、そこらあたりどうなんですか。私も極端に突然だという違和感を持っております。

○参考人(中務副治郎君) 先生の御指摘を受ければじくじたる思いでございますが、日弁連としては、この文書提出命令について今日議論されているような形で議論しなかつたわけでございます。具体的にいゆるペーパーとして出てまいりましたのは昨年の十二月一日でございますので、それから急遽この問題に取り組んだというような実態でございます。

ただ、証言の拒絶事由を準用するような形で文書提出命令の一般義務化という問題が提起されておつたのはその前からでございますが、このような形のものについては、まことに残念ですが、日弁連としてもちよつと検討できていなかったというところでございます。

○橋本敦君 それだけに、私も今後あの修正案に基づきまして二年をめどにの検討の中で御意見もよく聞きながら、また各界各般の意見を聞きながら真剣に検討していきたい、こう思っております。

時間がありませんので、両先生に最後の質問になるんですが、司法の国民的基盤の拡充というこ

とが大事だという御意見もございました。最高裁の問題についていいますと、裁判官の過重負担を理由として上告制限をするというのは、国民の裁判を受ける権利をもっと尊重するという立場から見たらどうかという意見はございます。

最高裁の裁判官の人数は今十五名ですが、これはもう大審院時代よりもはるかに少ない。だから、人数をふやせば小法廷もふえますし、それから裁判所の裁判官に対していろいろと判決その他を検討するのに御尽力いただく調査官、これもふやして、事件ごと調査官配置していただく検討をしていくというような体制を組めば、これはかなりやつぱり負担は軽減される、こう思うんです。ですから、一般的に法曹人口、裁判官をふやすということは大事ですが、具体的な最高裁の審理の促進とまた国民の裁判を受ける権利の保障という立場から、私が指摘したような最高裁の増員問題については具体的にそうすべきだという御意見はあるのかどうか。その意見はどうか、竹下先生と中務先生にお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(竹下守夫君) それでは、まず私の方から申し上げたいと思ひます。それは、まず私の方から先生御指摘の点はまことにござつともでございますが、私どもの考えでは、まず裁判を受ける権利との関係でございますが、今回の上告受理制度を導入することによつて、むしろ最高裁の裁判官が重要な事件あるいは原判決を本来破棄すべき事件、そういうような事件につきましても慎重な審理をした上で裁判をすることができるようになるのであつて、むしろ国民の裁判を受ける権利を充実化するものだというふうに考えているわけでございます。

これは一見矛盾するようではございますが、しかし裁判を受ける権利というのは、上告を例にとつて考えますと、上告をされた相手方もあるわけでございます。相手方も迅速な裁判を受ける権利を持っています。一審、二審と

負けていながらさらに事実問題を争うというような上告があるといつたしますと、上告人の不満があることはわかりますが、上告の権利を保障するということは、かえつて相手方の迅速な裁判を受ける権利をそれだけ害する結果にもなるわけでございます。そのことも考えないといけないんじゃないかというふうに思ひます。

それから、裁判官数あるいは調査官数の増加でございますが、これはたびたび指摘されているところで既に御承知のことと存じますが、現在のようにならぬ判決が誤つていくというので破棄される率が四%を超えることはない、むしろ恒常的には三%以下という状況のもとでは、先ほどちよつと申し上げましたが、結局むだな上告によつて事件が多くなつていっているのであつて、その流入を阻止することが先決だということではないと国民の納得を得にくいのではないかと私も考えているわけでございます。

同じようなことは、実は外国の例ではフランスでございます。フランスは戦前からもう四回か五回裁判官数をふやしてまいりました。そのため、当初は三合議部、日本で言うところの小法廷三つぐらいで発足したものが、現在はたしか七つぐらいまでふえていくわけですが、一向に減らない。これ以上裁判官をふやしたのでは法律審として法令解釈の統一という趣旨を生かし切れないう段階にまで来ていて、ようやく無意味な上告の流入を阻止しようかという方向に向かいつつあるというふうなことが報道されております。

そういうような例を考えますと、もちろんフランスと日本ではいろいろ事情が違いますけれども、日本で裁判官の数をふやすという解決方法は現在の時点ではなかなか難しいのではないかと私は考えているところでございます。

○参考人(中務副治郎君) 最高裁判所への上告制限の問題につきましても、日弁連は改正法案の要綱草案の段階で意見書を出しております。これについては幾つかの理由から反対であるという意見を表明しております。

その中に、今、先生の御指摘にもございましたように、もし最高裁判所のいわゆる負担が過重であるならば、それは裁判官を増員して対応すべきであるという考え方も理由の一つにございまして、そしてまた、最高裁判所に対する上告事件が多いというのは、下級審に対する判決に対して国民の不満が多いんだから、下級審の充実をまず図るべきであるという理由もその中に掲げさせていただきます。

しかし、今回修正を求めたのは公務員の職務上の秘密に関する文書の提出命令に絞らせていただきますけれども、上告制限の問題についても問題点があるということは指摘させていただいているところでございます。

○橋本敦君 ありがとうございます。

○委員長(及川順郎君) 以上で両参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして大変貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

○委員長(及川順郎君) 引き続きまして、読売新聞社編集局解説部長長嶋岡憲一君及び弁護士坂本修君から御意見を承ることいたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところを本委員会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、今後の審査の参考にさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。議事の進め方でございますが、鶴岡参考人、坂本参考人の順にお一人十分程度ずつ御意見を述べさせていただきます。その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと思います。

なお、念のために申し添えますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得ることになっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、まず鶴岡参考人をお願いいたします。

○参考人(鶴岡憲一君) 私は、司法専門の記者というわけではありませんが、民訴法改正問題につきましては、情報公開問題の延長線上という視点から取材し、報道してきました。本日はそういう視点から、特に文書提出命令の問題にテーマを絞って意見を述べさせていただきますと思います。

まず、今回問題になったのは、二百二十条四号口の規定でありました。公文書の内容に秘密とすべき点があるかどうかの判断権を官庁にゆだねるという内容ですけれども、この条文が衆議院における修正で削除されたことは大変歓迎できることだと受けとめております。この条文が法制化されれば、文書提出範囲の拡大という法改正本来の目的に反することになると考えるからです。

民訴法の改正にはさまざまな多岐にわたる論点があったわけですが、私は、文書提出命令の問題というのは法改正の目的から見ても、これがすべてではないにしても、非常に重要なテーマの一つであると思います。

といいますのは、この改正の目的は、裁判には費用と時間がかかり過ぎるというふうなことが問題になってきたわけですが、文書提出命令が改善されまして証拠が十分に提出されるようになれば、審理がスムーズに進むだけではありません。恐らく費用もその分だけ少なくて済むことになると思います。

また、証拠が十分に提出されれば真相の解明もスムーズに進み、それぞれの訴訟当事者が納得できる形で判決が出されやすくなるのではないかと考えております。そういうことになりましたら、控訴とか上告とかそういった案件も自然と減って

いくのではないかと、こう思います。

民事訴訟と申しましても、棄権などに絡む現代型訴訟におきましては官庁の責任が取りざたされるようなケースが多々ございます。こういうケースでは官庁は中立的な立場にはとどまりにくいという状況があると思います。そうした立場の官庁に公務秘密の判断権を任せるといふことになりまして、官庁自身にとつて都合な文書を提出し、そしていとも求めている、これは秘密ですというところと、官庁自身に拒むというところ、その結果、文書提出の範囲もおのずから制約されてしまうことになると思います。

この問題を情報公開という視点から見まして、法務省と法制審の検討の経過について、私は特に二点について疑問を感じました。

まず、文書提出命令は官庁や企業への証拠の偏在を是正する一番有効な手段である。そして、この証拠文書の提出範囲を現状より広げることが重要なのだというふうな言われ方をしています。それであるならば、公務秘密について証言する場合は監督官庁の承認を要するという、これは情報公開の観点からいいますと大変後ろ向きな要件であります。こういう証言拒絶要件に四号の行政文書の提出要件を横並びさせようとしたのか、この点を大変疑問に思いました。むしろ、情報公開あるいは行政文書の開示を積極的に進めて証拠の提出範囲を広げようというのであれば、証言拒絶要件の方こそ改正して情報公開という時代の流れにこたえない形にすべきだとは思いません。

もう一つの疑問といえますのは、四号の口の規定が条文に盛り込まれました昨年十二月の時点でも、私たちの眼前ではエイズ被害訴訟に絡む行政情報や、大蔵省の情報を積極的に出していこうという声が国会を含めまして非常にあつたと思えます。こういう現状を、現在進んでおりました情報開示の要請という声を、法制審や法務省の方々

は一体どういったふうに評価していたのだろうか。こういった事例こそ、本官に官庁に秘密の判断権を任せるといふ場合、文書の提出範囲が広がるかどうかを見きわめる大きな材料、格好の材料だったのではないかと、こう思っています。

私自身、これまで幾つかの官庁を取材してきましたけれども、その都度印象に残るような情報隠しに遭遇してまいりました。こういった体感も含めて言えば、官庁が自分に都合な情報をなかなか出そうとしないというところは、エイズ行政の対応を見ても非常に容易に推察できたのではないかと、こう思っています。法制審や中央官庁の人たちは、エイズ被害の感染被害者が、死ぬ前に私は真相を知りたいんですと呼び続けてきたわけですが、それでも、こういった声を一体どのように受けとめていたのだろうか。と本官に疑問に思わずにはいられません。

四号口の規定が行政文書提出範囲の拡大の妨げになるのではないかと、これを私が確信しましたのは、その条文が盛り込まれたいきさつを取材した結果でした。異なった立場の信頼できる複数の人の取材から、この条文を加えなければ、官庁が納得しないんですというふうな言われ方という話でした。この条文を入れた原案と、これを法務委員の方々が法務省の人から言われたこととは、まさに三にわたって聞きました。こういうことはまさしく、官庁の圧力があつたということを示す事柄だと感じました。

この取材から、四号の口の規定というのは、証拠収集の拡充強化を求める国民の声に反し、隠したい文書はどうしても隠したいのだという官庁の意向に沿う案と私としては判断し、報道してきた次第です。

また、この条文は情報公開法の精神にも反するものだと思っております。情報公開法というのは、官庁の恣意的な判断をできるだけ排除し、行政情報を原則的に公開することが目指されているわけです。ところが、この四号の口というのは

官庁の完全な裁量的な公務秘密の判断を認めるわけですから、まさしく正反對な性格を持ったものであると言わざるを得ないと思います。いろいろな官庁が情報開示義務の軽い法律の方へ流されがちになることはもう常識的にも予想できることだと思います。

この条文の削除を歓迎したいのは以上の理由からです。ただ、衆議院における修正で、公務秘密の判断を司法にゆだねることが規定されないで先送りされたことは大変残念だと思っております。

何が公務秘密に当たるかの判断におきまして、官庁が中立であり得ないことがある事情から、また三権分立という観点から見ても、公務秘密の判断権は官庁以外の中立的な立場の機関に行ってもらわなければならないと思います。裁判所は、これまでも何が秘密に当たるかという問題で判断してきた実績がございますし、仮に下級審の判断が誤っても上級審で慎重に再点検できる、こういった仕組みがありますから、裁判所が公務秘密の判断を行うのがやはり最適だと思えます。

今後引き続き検討が行われるといたしまして、裁判所に公務秘密の判断権をゆだねることと、証拠提出範囲の拡大という民法改正の本来の趣旨を明確にした上で進めていけることが一番重要なことではないかと思う次第です。

また、今後の検討につきましては、専門的な問題であるから、政治家でもなく法制審委員のような専門家にこの問題は任せざるべきだという意見の方の声も聞きました。しかし、公務秘密の判断を官庁あるいは裁判所に任せざるべきなのかという点でしたら、これは別に専門家でなくても理解できないことではないと思います。

むしろ、ほかの省庁の圧力が今回のようにまかり通りました混乱が生じた背景としましては、法制審が審議経過を明らかにしないという、専門家独特と言っているのかどうかよくわかりませんけれども、秘密主義の運営があったという印象を強く私の取材からも受けました。今後の検討

に当たりましては、まず議事録を公開させまして、審議経過を再確認した上で進めていく必要があるのではないかとこのように思う次第です。

また、今回のように官庁自身の利害に深く絡むような立法におきましては、立法院のチェックがいかに重要であるかということが本場に明確になったと思います。今後検討を進めるに当たりまして、ぜひ立法院にリーダーシップを発揮していただきまして、積極的に国民の声も聞きつつ検討を進めていっていただきたいと思う次第です。

今後の修正の方向ということになりますと、本場に公務秘密なのか判断が難しいケースが確かに出てくると思います。そういう場合におきましては、裁判官の非公開審理、いわゆるインカメラ方式と言われている方式ですけれども、これを適用することを考えるのも一つの工夫かと思われま

す。ただし、非公開審理と申しますのは、裁判の公開原則という点からいいますと絶対に正しいものかどうかという点では私自身も疑問に思う点がございます。

そういう場合に備えまして、アメリカではポーンインデックスという方式で、秘密そのものは語らないけれども、その周辺まで、秘密ぎりぎりのところまで官庁に説明させまして、それで本場に秘密として扱って開示すべきでないかどうかを判断する方法が使われているということです。

こういった方法も併用いたしまして、判断材料が少な過ぎる場合にはインカメラ、そこまで行かなくて済む場合にはポーンインデックス、あるいは一時的な裁判官の判断といった方式を採用すればいいのではないかと、素人考えながら思う次第です。

また、何が秘密であるかという定義も今回問題になったわけですが、これは本場にやはり行政情報というものは国民の財産だと思えますので、非公開の範囲はできるだけ限定的に定義されるべきではないかと思えます。

○委員長(及川順郎君) ありがとうございます。続きまして、坂本参考人にお願いたします。

坂本参考人。

○参考人(坂本修君) 弁護士坂本の坂本でございます。一九五九年に弁護士になり、以来今日まで三十七年間一貫してひたすら現場の弁護士であった者として、民法の改正について意見を申し上げます。

意見はたくさんありますが、大きく言って、公務秘密とされる文書についての提出命令の問題、非公開の弁論準備手続の問題、上告制限の問題、これが国民の裁判を受ける権利を保障する民事司法として、この法案が改正の法案であるのかどうかを決する大問題だと思います。

一の論点につきましては、既に衆議院で修正がなされて次善の策として私も積極的に評価をするものであります。限られた時間の中で、二と三の問題、とりわけ二の非公開弁論準備手続を中心意見に述べます。最大の問題だと思っております。にもかかわらず、衆議院でも実質上の審議は全くされず、マスコミにおいても完全に見逃されている問題だと思っております。

以下、その理由を述べます。

法案は原則非公開の弁論準備手続を新設いたしました。これは非公開の弁論準備手続をやります。その中で書証の証拠調べまで認めてしまおうというものであつて、今までの民事裁判のあり方を根底から変えてしまふものであります。

「裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付すること」ができて、当事者の意見は裁判所を拘束しませんが、つまりは弁論手続をとるかとならないかは結局は裁判所の専権であります。しかも、この弁論準備手続では「裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる」となっています。裏読みではありませんが、この条文はきちんと読めば裁判所は相当と認めなければ傍聴を認めない、つまり原則非公開手続だと見るべきであります。

重大なことは、この非公開の弁論手続で準備書面の提出、証拠の申し出についての採否の決定だけではないで、書証の取り調べが行われることになっていることでもあります。私の学問不足かもしれませんが、法案に「争点及び証拠の整理」としか書いていないのに、中身を見ると証拠の取り調べが入っているというのは実に奇異な感じがします。着ている服と中身が違ふんだと思わざるを得ないわけですから。

しかも、ここで調べられる文書というのは、契約書とか登記書とかいわば事件と別に前もって客観的につくられたというような文書に限りません。本来は証人として証言すべき人たちが裁判が起きてから書いた陳述書、つまり証言内容に当たる陳述書をすべて取り調べることでできるのであります。

したがって、この点については、この手続の賛否についてさまざま意見を持つ学者、法律家であつても、実際には証人調べ以外のすべての裁判活動、証拠調べが弁論手続で非公開の中に行われてしまふ、それは問題なんだということを一樣に指摘されております。

例えば、判例タイムズ九〇三号のこの問題の特集であります。この判例タイムズの座談会、三十二ページ以下のところに、小林秀之上智大学法学部教授、加藤新太郎司法研修所事務局長、判事などの方が私と同じことを言っております。したがって、公開の今私たちが普通裁判というときに考えられる法廷、だれもが傍聴できる法廷での証拠調べというのは、このやり方を進めていくと証人調べしなくなってしまうという日本の司法制度、民事裁判制度についての抜本的な改善が実現するんだと思わざるを得ません。

具体的に私の経験に基づいて申し上げます。私は、かつてある金融機関で少数の組合の人たちが連日第二組合から暴力やつけるし上げを繰り返され、耐えかねて犯人を告訴したところ、女性を含む五人の労働者が証人だということで解雇をさ

れたという事件を担当いたしました。法廷が始まりました。会社からは支店長を含む十九通の陳述書が提出されました。いずれも、そんなことは全くないと、微に入り細に入り実に説得力のある陳述書でした。私たちは公開の法廷で厳しく反対尋問をし、うそを明らかにし、この裁判に勝利することができました。解雇は無効となりました。

しかし、私は今振り返って、この新弁論準備手続で十九通の陳述書が全部取り調べられ、実際に裁判官の心証が形成されてしまった後に、しかもその陳述書に縛られて法廷に出てくる会社側証人を反対尋問し、真実を明らかにすることが今できるかと言われたら、私は全く自信がありません。

実際の裁判では、会社側が白を黒とする陳述書をたくさん出してくるケースは実に多いのです。そのことが判決上はつきり指摘されているのは、最近の代表的な事件として東京電力人権裁判、横浜地裁判決を挙げることができそうです。これはたしかおとしだったと思います。横浜地方裁判所は、判決文中わざわざ被告会社の立証の特異性という一項を設けて、会社側の三百五十一通にわたる膨大な陳述書について、これらは会社のあら探しの主張をなぞつたものであり、そのほとんどは信用することができないと厳しく判決をしました。

私は、もし新設の手続のもとで三百五十一通のこういう陳述書が出され、その取り調べがすべて終わった後にどうやって真実を立証するかということ、人権を守る立場の弁護士として心から憂えるものであります。

私が言うのは、決してこういういわゆる労働事件とか公害事件とか行政事件に限ったことではありません。例えば、私たち弁護士は、パブル経済の渦の中で、大手銀行、ノンバンク、サラ金会社、時には仮装した暴力団金融などにだまされてむちやな金を貸し与えられる、家や宅地を担保にとられる、わけもわからずに連帯保証契約、根保証契約に印をつかされる、そしてやがては厳しい

取り立てに追い回される人たちの裁判をたくさん担当しております。

もしこの改正が通つたら一体どうなるでしょう。だまし同然につくらせた契約書にびつたりと筋書きを合わせた陳述書、そして今回の関連法案第九条で認められる公証人面前宣誓陳述書をびしりとつくれるのは金融機関の専門家であり、庶民は弁論準備手続の段階でこれに對抗する陳述書をつくることは多くの場合困難でしょう。非公開の法廷で金融会社の取り立て専門家とその弁護士さんたちとこういう文書を次々に突きつけられたときに、被害者である庶民はどうやって自分の権利を守つたらいいのでしょうか。

忘れてはならないのは、民事裁判では弁護士が代理人としてつかない本人訴訟が数多いということ。地方裁判所の調査で、双方弁護士代理人がついていないのはわずかに四四・九%しかありません。当事者双方に弁護士がついていないのが一六・七%、原告側のみ、つまり原告にしか弁護士がついていないのが何と三五・四%です。非常にたくさん被告が弁護士なしで法廷へ来ているんです。

こういう被告にとつて、今私が言ったような非公開手続で、つくられた陳述でどんどん責め立てられたらどうやって身を守るのでしょうか。それがどうして国民が納得のできる親切的裁判になるのでしょうか。証人調べはもう残ります。すよね、調べた後のマスコミの方々にどうしてこのことが問題にされないのか本当に私は不思議に思います。

マスコミだって、今の準備手続のときには原則非公開ですから聞けないですね。だから、準備手続で全部もう裁判の荒仕事が終わつてしまつて、最後にいわば儀式的に証人が出てきたときにしか司法報道はできません。公務秘密が明らかにならぬのは言論の自由に対する侵害だとマスコミの社説や記者の方々の言われるのは本当に正しいと思います。でも、うその陳述書がまかり通つて形骸化した証人尋問の段階しか報道できないと

いうのはやはり日本の言論の死ではないでしょうか。

私はそういう点で、もう時間もありませんので、私の結論を申し上げます。非公開弁論準備手続は削除していただきたい。どうしても今さら削除することができないというなら、少なくとも当事者双方の同意を要件としてみたい。そして、仮にこの同意があつたときでも、証言にかわるような陳述書の証拠調べはできないとしてもいい。これが最低の要求であります。

上告制限をすべきでないことについては、先ほど中務参考人が申し上げたことに賛成でありますので、省略いたします。

最後に、国民の権利を守る民事裁判制度を本当にこれを機会につくりたいと思います。

遅過ぎる裁判の問題があります。問題の抜本的な解決は、司法予算が国の総予算の〇・四%、東京都の警察関係予算の二分の一以下という異常な状態にあります。これをやはりちゃんとして、裁判官、書記官、速記官らの増員や裁判所施設の改善を図ることです。

日弁連が裁判官を退官した弁護士を対象に聞き取り調査した結果、最も多忙だった時期は、東京や大阪など大都市の地裁・高裁民事部と、その周辺の地裁民事部にいたときで、担当事件は二百件以上三百件未満が最も多く、三百件以上、四百件以上という裁判官もいたことが明らかになっていきます。朝日新聞は六月十二日の夕刊でこのことを赤裸々に明らかにしております。

自分の法律家の経験、私は裁判官をやったことはありますが、三百件や四百件の事件を持つて、人権を守り、事実が何かを調べて判決するといふことはできません。こういうことを改めるのが基本であり、こういうことを手をつけずに、先ほど言った、密室でどんどん裁判の実務をやつてしまふ、このことは結局はたくさん庶民に悔し涙の解決を強いることになり、司法に対する信頼を失わせることになり、良識の府とされる参議院が今から審議を尽くしていただいて、

最善の解決を図られることを心から望んで私の意見の陳述を終わります。

○委員長(及川順郎君) ありがとうございます。

以上で両参考人の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野村五男君 たいだいまは鶴岡参考人、坂本参考人、御陳述ありがとうございました。

まず、民事訴訟の現状、将来に向かつての課題といった点についてお尋ねしたいと思います。

民事裁判については、たいだいま御説明もありましたが、時間と費用がかかり過ぎるという点が大きな問題であると言われております。今回の民事訴訟法案は、このような問題を少しでも解消して民事訴訟を利用しやすくしようということの一つの大きな目的としていると説明されております。

そこでお尋ねしたいのですが、民事裁判に時間と費用がかかり過ぎると言われる原因はどこにあるとお考えになるのでしょうか。また、このような問題を解消し、民事裁判を改善するための方策としてはどのような方策があるとお考えでしょうか。

鶴岡参考人には、新聞記者としてのこれまでの民事裁判事件の取材などを通じて感じてきたことを、また弁護士である坂本参考人には、当事者の代理人として裁判実務に直接携わつてこられた者として感じてきたことを、それぞれお答えいただきたいと思っております。

○参考人(鶴岡憲一君) 私は、先ほども申し上げましたように、司法専門記者ではありませんので、全般的な民事裁判の問題点というのは承知しておりませんが、やはり根本的な問題というのはなかなか真相が明らかにならない。特に、私は自動車とかあるいは航空関係を担当しております。そういった製品欠陥に絡む紛争を何度か取材したことはございます。

そういった取材を通じて感じましたのは、やはり証拠が官庁なりあるいは企業なりに偏在している。裁判になりましても十分な証拠を出されないために、文書提出命令は現行法下では十分に機能していないと言われておりますけれども、そういった点がやはり一番大きな問題ではないかというふうに思ふ次第です。

また、ほかの方々もいろいろ御指摘されておりますけれども、私がたまたま読んだ本では、もう既に七〇年代から一人当たりの裁判官が三百件以上の事件を抱えて疲労こんぱいしているというふうなことが書かれておりましたけれども、裁判官が少な過ぎるということも問題であらうかと思ひます。

したがいまして、そういった問題を解決していきますには、一つはやはり証拠を十分に提出させられるような仕組みが必要である、これが今回問題になった文書提出命令の問題だと思ふわけです。それとも一つは、裁判官をふやすということではないかと素人考えながら思っております。

以上です。

○参考人(坂本修君) いろいろあると思うんです。確かに長過ぎる裁判というのは救済にならないと思ひますので、早くしたいと思ひます。

解決策はいろいろありますが、やはり証拠の偏在を打破して、先ほどから問題になっております文書の提出命令なんかを官民を問わず前進させるということとは非常に大きな第一歩になると思ひます。歓迎をしたいと思ひます。

それから二番目に、これは短い時間で言いづらいんですが、挙証責任の問題というのがあるような気がします。つまり、どっちがどのぐらいのことを証明したら正しいことが正しいと言つてもらえるのかということです。例えば、私が担当している事件では女性の人たちはほとんど昇格、昇進を二十年たつてもしない。男はほとんど上がつていくのに、女だけは同じ試験で入ったのにどんと下の方にいるという事件があるんですね。七年半

裁判やって、やっと近く判決。王様は裸じゃありませんが、データを出したら、女が差別されているというのはいくらも勝つていいんだと思ふ。けれども、いろいろうるさい、難しい問題がありまして、あれを証明しなきゃならぬ、これを証明しなきゃならぬ、これはどうだとありまして、勝つたろうなと思ふまで証言しようと思ふと、裁判官が不足で月に一遍か三月に二回くらいしか法廷に入れません。速記官が足りないから、速記録がないから次々と相手の弁護士はおっしゃいます。そんなことでは延びていく。だから、挙証責任をもう少し常識的なものにすれば随分違う。

最後に、しかし、何と云つても人の問題です。裁判官をふやしてほしいと本当に思ひます。裁判官と随分意見が違ふときがあり、対立することもある人間ですが、少なくとも私は、私たちの弁護士の中で最もよく働いている者に比べても、裁判官は過労だと思ひます。

たまたまある法廷が終わった後、裁判官と雑談することがありましたら、坂本さん、過労で死んだら、遺族があんたを頼むようにしようかと笑つていました。それは異常です。私は、裁判官は気の毒だと思ひます。いい判決をしていただくには、裁判官、もちろん書記官や速記官を含めてふやすことをぜひ国会で善処されたいと心から願ひたいと思ひます。

○野村五男君 ありがとうございました。

ただいまそれぞれのお立場から民事裁判の現状に対する御認識などについて御意見を伺つたわけですが、それでは、それぞれのお立場から見て、今回の民事訴訟法案の内容は全体としてどのよう

に映っているのか、この点についてお二人の御意見をちょうだいしたいと思います。

○参考人(鶴岡憲一君) 全体の評価というのはなかなか私の立場では申し上げにくいところなんですけれども、文書提出命令以外の点で、私個人的に一番問題だと感じましたのは、やはり坂本先生が指摘されました審理の非公開部分が拡大されかねない問題であるということと、それから最高裁

の上告制限であらうかと思ひます。やはり裁判というのは公開が原則であるべきでありますし、また国民が裁判を受ける権利というのはいかなる理由でありましても制限されてはいけないんではないかという考えからです。

○参考人(坂本修君) 改正点がたくさんございまして。その中で、一つ一つとらえれば改正点何点、改悪点何点と、そういうふうになれば私は改正点が多い法案だと思ひます。したがって、この法案をつぶしてしまえとか、改悪反対だとか、そういう立場では全くありません。改正したいと本当に思ひます。評価をしております。ただ、その中で今の弁論準備手続の問題と上告制限、これは比べて何対何でいいたか悪いということではないと思ひます。裁判は劇的に変わると思ひます。

これは、倉田卓次さんというベテランのたしか三十数年裁判官をやった方が今弁護士になっておりました座談会で話してありますが、やっぱりこの非公開手続の中で弁論準備和解というのが始まって、仕事に追われて十分調べられないうちに和解しなさいとおつていくような傾向が起きることを自分は不幸だけれども予言するということをやつています。私はそう変わると思ひます。

だから、このままならば、もし私に一票があるならばこの法案に私はやっぱり反対をいたしました。非常に改正点がたくさんあり、心から改正したいと思つても、今の点が解決しなければ反対をするのが私は国民のためだと自分では確信しています。

○野村五男君 次に、少額訴訟手続についてお尋ねしたいと思います。

今回の民事訴訟法案には、現行法にない全く新しい手続として、少額訴訟手続の創設が盛り込まれております。この手続は、これまで裁判を起しても時間と費用の面から割が合わないと考えられてきたような紛争についても、一般の方々

がきるようという趣旨で導入されるのであり、三十万円以下の金銭の支払いを求める事件について、原則として一回の期日で審理を終えて直ちに判決をしようというものであります。

それでは、このような手続の創設についてどのように思われるか、鶴岡参考人にお尋ねしたいと思います。

○参考人(鶴岡憲一君) 裁判に絡むトラブルというのは年々ふえてきておると聞いております。しかしながら、この民法改正の目的でも問題になりましたように、時間とお金がかかり過ぎる、こういう点から見ますと、少額訴訟制度につきましては時代の要請に対応した改正点ではないかというふうに思っております。

○野村五男君 次に坂本参考人にお尋ねしたいと思います。少額訴訟手続を運用するに当たって、運用に当たる裁判所としてはどのような配慮が必要になると思ひますか。また、市民にとつて本当に利用しやすい制度とするためにはどのような工夫があると思ひますか。弁護士として長年訴訟に携わつてこられた立場からの御意見を伺えればと思っております。

○参考人(坂本修君) 率直に言つて私今具体的にこうしたいという案を持っておりません。ただちよつと心配なのは、手続に應ずるかどうかを最初に、たしか第一回の口頭弁論のときにもう決めちゃうんですね。だから、法廷に来た被告の方がその制度の趣旨、これにに応じていいし応じなくていいんですよというようなことをよほど裁判官が親切に話してあげないと、こんな仕組みになつちやつたのかなと思つて準備できないままその手続に乗つてしまひ、やっぱり負けちゃう、あとは異議しない、そういうふうにならないようにする。せめてその程度の努力が要るだろう。この点につきましては、あとはやっぱり私たち弁護士も現場で実践しながら、裁判官とも御相談し当事者とも相談しながら、弊害をどうやって少なくして役に立つようにしていくかという努力が必要なんだろうというふうに思っております。

未来の私の努力義務だと思いますが、こうしたらいいというのは今の程度しか申し上げられませんが、

○野村五男君 それでは時間もありません。最後に最高裁判所に対する上訴制度についてお尋ねしたいと思えます。

今回の民事訴訟法案では、最高裁判所に対する上訴制度の整備も一つの大きな柱とされております。現在の複雑化、多様化した社会の状況から考えると、今後は司法の役割がますます重要になってくると思われまいますので、その意味でも最高裁判所に対する上訴制度の整備は重要なことであると思っております。

この点について、ことし三月三日の毎日新聞に掲載された「日曜論争」を見ますと、弁護士で最高裁判所の判事にもなられた橋元四郎平弁護士も、裁判の充実のために上告制限には賛成であると述べておられます。

そこで、今回の民事訴訟法案による最高裁判所に対する上訴制度の整備について、同じ弁護士としてどのようにお考えになっておられるか、坂本参考人にお尋ねして、終わりたいと思っております。

○参考人(坂本修君) 刑事裁判のことですが、ずっと昔学生時代に冤罪事件の八海事件の映画を見たことがあります。高裁で死刑判決を受けた被告が面会に来た人に、鉄格子にしがみついて、まだ最高裁があるんだと叫ぶところで終わっていましたが、確かにいろんな難しい問題があるんですが、これは私の一面的な言い方かもしれません、一審も乱暴で高裁も乱暴で、救いを最高裁に求めるしかない、絶対的な上告事由がなくとも判断してほしいという事件が実に多いですね。橋元四郎平さんがお書きになったのを読みました。気持ちよくわかるし、ああいう面もあると思います。しかし同時に、たしか同じ毎日新聞に別の日弁連の弁護士さんが、最高裁の判事を四十五人ぐらいにしてききやたらいいじゃないか、そっちの方が本筋じゃないかというのを書いておられました。

した。

私は、もっと裁判官をやして一審二審の裁判を充実させ、最高裁まで行かなくてもいいようにさせることを大前提にしながら、最高裁の裁判官をふやすという解決の方が大筋の解決であって、そこが大変だから縮めてしまうのは、結局水をあふれさせ、司法に対する信頼を失わせるというふうに思っています。この改正には残念ながら賛成できません。

○野村五男君 ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 平成会の魚住裕一郎でございます。本日は、マスコミの現場から、また裁判の現場から貴重な御意見をいただきました。両参考人に対しお礼を申し上げる次第でございます。

何点か聞かせていただきたいというふうに思います。鶴岡参考人にお伺いをいたします。鶴岡参考人の読売新聞紙上における解説の記事を読ませていただきましたけれども、条文での明確な修正をすべきであるという趣旨でございました。また、先ほど意見陳述で、与党の修正案は公務秘密文書については先送りではないかという御意見でございました。この点についてもう少し意見を述べていただけますか。

○参考人(鶴岡憲一君) 条文での明確な修正と申しますのは、文書提出命令につきましては拒否事由について現行法では規定がないわけですが、それがいまして、合理的な規定を明文で設定すべきではないか、こういう趣旨です。それから、公務秘密についての、どういうことですか。

○魚住裕一郎君 この点につきまして具体的な条文といえますか、どういような制度の立て方が参考人としては一番適切と考えておられるのかというところをお願いいたします。

○参考人(鶴岡憲一君) 公務秘密の判断の仕方につきましては、先ほど意見陳述でも申し上げましたけれども、やはり官庁自身が判断するといま

すのは、官庁の利害に絡む情報の問題になった場合に、どうしても中立的な立場からの公正な判断というのには非常に困難になってしまいます。したがって、公務秘密文書の判断はやはり第三者が行うのが本筋であるべきかと思えます。

そして、その第三者機関として最も適当なものは何かと申しますと、やはり現在の公的な機関を見回してみても裁判所以上のもではないだろうと思えます。裁判官というのは本来、建前からいいますと組織のあり方からいいますと、中立公正な立場で判断が求められる存在であります。したがって、やはりこの公務秘密の判断というのは裁判所にゆだねるのが一番適当ではないかと思う次第です。

○魚住裕一郎君 先ほど再検討に関連して御意見がございました。秘密について官庁が判断するのか裁判所が判断するかについての判断は専門家でなくてもできるんだというようにございまして、確かにそうだなと思えます。

参議院に送られてきた案というのは、衆議院で修正になった上での案でございまして、至急に再検討をすべきであるというように附帯決議がつけられておりますけれども、鶴岡参考人としては、再検討をする場所、機関、どのような場所が一番いいかという点についてお尋ねをしたいと思えます。

先ほどは立法院のチェックというふうなことも言っていたと思いますが、このまま法制審議会に差し戻しといったところへまた戻すということも、原案をつくったところへまた戻すということも、あるいは鶴岡参考人のような情報公開に広い知識、また見識をお持ちの方に入ってもらって議論をしていくべきなのか、その場合どういふことを考えられるのかということについてコメントをいただきたいと思います。

○参考人(鶴岡憲一君) 今回の法制審の対応を見てもいいますと、一番問題だったのは、全員一致の結論という方式がまず一つありまして、それ以上問題なのは、この審議の経過を明らかにしな

いで秘密主義で運営してきたという点であろうかと思えます。

例えば、こういう内容がもし途中で明らかになつていけば、もつと二百二十四号の口というのは早くから問題にされていたのではないかと思います。これが法制審の小委員会の議事録などを見ますとある程度わかってまいりました。この議事録を見ますと、三権分立という考え方からかなりかけ離れた発言が割合目につきます。また、この四号の口の規定について、これに反対する意見も結構この小委員会の議事概要には掲載されております。こういうこともなげもつと早く明らかにできなかったのかというところを一番感じます。

それから、この法制審の民訴法の検討の中心になつてきました部長あるいは小委員長、この人たちの、専門家としては本心に押しも押されぬ権威者だというふうに向つておられますけれども、例えば経過を確かめたいという私の取材に対しても、議事録を読んでもほいほいということではございまして、ただでせんでした。しかしながら、議事録はこの法制審でもって非公開を議決していたわけですから、かなり厳しい言い方をしますけれども、こういった無責任と言えような対応をされる方がリーダーとしてやっておる機関では、とても私としては安心して今後の検討を任せられないという気がいたします。

また、中野貞一郎先生、この方は民訴法部会の小委員長をお務めになりましたけれども、衆議院での参考人としての意見陳述あるいは質疑の中で、四号の口の規定につきまして、現在の裁判所の判断権のあり方につきまして、裁判所の判断は現行法下ではないのだと、裁判官は秘密になるかどうかを最終的に判定できないのだというふうな見解を述べておられました。

しかし、既にこの公務秘密についての判断を行っている判決というのは、先ほどの中務先生の紹介されたものを含めまして幾つかあったわけですから、こういった現状をどういふように認識されているのかということを考えますと、一國民とし

て考えてみました場合にはやはりこの方もとてもお任せできないという気がいたします。したがって、仮に法制審に差し戻すというにしても、こういった方々はやはり今回の混乱の責任というのを負って、退いていただくのが適当ではないかと思う次第です。

また、立法府の役割ですけれども、法制審にまず情報公開といいますが議事録の公開、議事内容の公開をきちっとやっていただく。確かに発言の自由を確保するということは審議経過では大切なことであると思います。したがって、例えば発言者の氏名を隠す、出さないということはやむを得ないかと思えますけれども、それ以外に隠すべきものは、こういった一般的な案件を審議する場におきましては私はないのではないかと、思う次第です。こういったことをまず立法府から、もしできるのであればチェックし、やはりこういった情報公開をまず審議の過程から実現していただくということが必要ではないかと思えます。

以上です。

○魚住裕一郎君 貴重な意見、ありがとうございます。

それでは、坂本参考人にお伺いをいたします。弁論準備手続を中心しながら御意見をいただきました。三十七年間にわたる裁判実務の経験の上からの御意見でございまして、私も裁判実務十年ぐらいいし実はやっておりませんから、状況が違ふのかもしれないが、実際の普通のことといえますか、ごくごくありふれた民事事件の場合、第一回法廷で行って、弁論和解というか、そういう手続に事実上入って、書面を交換しながらまたそれを裏づける証書をどんどん出すというような形で、実質上、弁護士も迅速な裁判にかなり協力をしてきたし、またそれがみずから抱える当事者の利益にもなるという思いで私も実はやってきました。これを制度的にもきちっと整備していくというふうな趣旨で今回の弁論準備手続の制度が規定されたのではないだろうか、決して裁判の実際

を無視したような形ではないんではないかと私は思うんですが、この点についての先生の御所見をいただきたいと思えます。

○参考人(坂本修造) 私も、今でもたくさんではありませんが、弁論和解手続に依じたことがございまして。それは、委員の質問されたような、そちらの方が早くうまくいくかなと思つてやつたのであります。現行法にはない手続、本当は法律上はない手続で問題なんです、実務で便利なものですからやつたことはあります。だから、その質問の趣旨はわかります。

ただ、決定的に違ふのは、今の弁論和解は双方の同意が必要であります。どんな乱暴な裁判官でもいきなり弁論和解手続だと言う方はいらっしゃいません。必ず双方の代理人に、今度はこれからは弁論和解でやりたいと思ひますが、次回裁判官室でいかがですかと言つて、双方がはいと言つて初めて入るんです。ところが、今度の手続は当事者の同意が要件になっておりません。ということは、裁判官がそう決めたら従わざるを得ないということになります。これについて実際上、異議を申し立てたり争ったりする手段はないと思ひます。このところが決定的に違ふ点の一つです。

それから二番目は、陳述書の証拠の取り調べで弁論和解と全部やる、まあ弁論だからやつていふと言えやうな部分も、どつちかというところ、今度には集中しないように私には思ひます。ところが、今度は陳述書の取り調べが全部行われるのが原則になっております。

しかもその中には、先ほど言葉足らずでしたが、公証人のところへ行つて、私のこの陳述書は本当のことを書いているんですから信じてくださいと言つて宣誓をすれば宣誓陳述書というのができて法廷へ出てきます。弁論準備手続で全部調べられます。法廷でもその証人をうそじやないかといつて私が尋問しても、うそだということを確認すれば、公証人の前でうそをついたのがけしからぬということ、それだけで十萬円の過料を

取られます。どうしてそういう重荷をよつていける証人を反対尋問で真実のことを言わすことができるのでしょうか。それは先生も弁護士の経験を振り返つていただければ、私とほぼ同じ思いがあると思ひます。それが、それじや困るんだと。

だから、今度のやつでもせめて同意しておけばいいと思ひます。双方の。そして、陳述書はやめよう、ほかのことはちゃんとやつちやうというならば、それでも私は原則賛成しかねるものがあるんですが、少なくとも法案をこのまま通してはならないとまでは申し上げません。ただ、そのところは先生本心に心配だと思ひます。

○魚住裕一郎君 坂本先生の御懸念ももちろんわかるわけですが、一方でやはりたくさんの方の事件を処理しなくてはならない、また記録を讀んで裁判官のそれなりの、頭で整理した上で訴訟を進行しなくてはならないという職責があるわけですね。結局その懸念とその職責とのバランスを考えていくべきだろうと私は思つておるんです。

先生の意見陳述の中で貴重な御提案がございました。これ非公開の準備手続は削除する、どうして残すというならば、双方の同意、そして陳述書についての証拠調べはできないようにする。私はそこまでは必要ないではないか。つまり、弁論準備手続に付す、これは今のような条文で私はいいと思ひますが、今度戻す場合ですね、当事者双方が同意しなければ、申し立てをしなければこの口頭弁論に戻れないというふうな制度じやなくして、ちよつとおかしいと思つたら当事者一方の申し立てで取り消すようにしていけばどうでしょうか。うまくバランスがとれるのではないだろうか、そんなふうには私には考へておるんです。この点についての先生の御意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○参考人(坂本修造) やつぱり私の心配の方が強いんです。そして先生、それは私の心配だけではなくて、先ほど申し上げましたこの倉田卓次元裁判官、三十三年ぐらいますか、超ベテランの裁判官。この弁論準備手続にはむしろ結論としては賛

成だと思ひつておる方ですが、その方がこう言つておるんです。

やはり、これから先も、弁論和解じやなくて、弁論準備和解という形のことをやる。件数の圧力が大きい以上は、必ずそういう逃げ道を選ぶ人が出てくる。つまり、争点整理もやるんですけれども、ある程度争点整理が煮詰まると、本当に争点整理をきちっと詰めて、もうこらでちよつと和解案を示して、どうだというふうな形で片づけてしまふほうが、案というのか、判決書がなくていいし控訴もないという形での和解を選ぶ裁判官が必ず出てくる、つまり、件数の圧力がさなければきちつとやる人が多いと思ひますが、件数の圧力が大きいときには、必ずそういうイージーな形をとる人が出てくるだろうと、不吉な予言をするわけですが……。

三十年の裁判官のキャリアのあるこの方の心配はそうだし、今の弁論和解でも心配なんです。先生、それでしたら私はなぜ双方の同意にかけないのか。つまり、裁判官から双方同意してやつてくれませんかと言われたときに、よほど心配なことがあるか、それじや困るという理由がなければ、裁判官の心証といつたつて実務の弁護士も考へますし、当事者だって裁判官の権威とかどう思われるかというのを物すごく心配しますから、そんなに橋突くことはないと思ひます。

現在の弁論和解がほとんど異議なく進んでいるのはそういうことです。でも、異議があつてもやらされてしまうというのと、異議があればそれはならないというのと、やはり民主主義、手続の問題としては天と地の違いであり、そういうのは非公開ということの恐ろしさも含めてきちつとやる方が私ははるかにすぐれていると思わざるを得ないんです。

○魚住裕一郎君 終わります。

○千葉景子君 両参考人、ありがとうございます。限られた時間ですけれども、何点かお尋ねをさせていただきたいと思ひます。まず、鶴岡参考人にお尋ねいたします。

鶴岡参考人は、民事訴訟法の専門ではないけれどもという何か遠慮をなさった御発言でございましてけれども、大変貴重な御意見をいただきまして。そこで、民事訴訟というのではなく、むしろ情報公開制度、こういう面からこの法案に注目をされてきたということでもございまして、だからこそその点についてお尋ねをさせていただきたいんです。

実は私も情報公開制度というのは、自分のことを言っただけでございまして、いささか携わってまいりました。そういう意味では大変関心を持って一人なんですから、国際的に見ましても、それから我が国におきましても、この情報公開制度というのは非常に大きなやっばり今流れになっているだろうというふうに思います。地方自治体でもかなりの数条例化をされておりますし、それから、私もメンバーの一人にさせていただいて、情報公開法案を九三年に議員立法ではございますけれども出させていたたりいたしまして。

こういう流れの中で、今回の民事訴訟法の場合にも、この情報公開制度そのものもずっと迅速に国のレベルでも制定されていたらあるいは確立されていまして、この問題ももっとスムーズに解決できた部分があったのではないかと、こういうことで大変残念には思っているんです。そういう意味で、この情報公開制度そのものの流れ、国では今まだ制度化されておられませんけれども、それについてどんなふうに考えられるか。

それから、そういう動きと裁判手続の中における行政情報の取り扱いの差異というんでしょうかね、その辺については何かお考えを持っておられるか、もしお聞かせいただければというふうに思います。

○参考人(鶴岡憲一君) まず、情報公開法の制定の流れですけれども、御承知のように、昨年四月から行政改革委員会の行政情報公開部会が検討を進めてきているわけです。ことし四月に要綱案を発表したわけですが、確かに情報公開法と

いいますのは、国民に情報公開請求権を認める、しかも憲法に基づいて認めるということですから、これが先に制定されておりますれば、この民事訴訟法の文書提出命令ももっと開放的なものになったのではないかと、思うわけです。

ただ、この情報公開法要綱案を見ますと、確かにこの不開示決定に対する救済につきましては比較的手厚いという印象を受けます。例えば、不開示決定が出た場合に不服審査会にかけられるわけですが、その不服審査会の対象には、これこれこういう情報は存在しませんという情報不存在という形での処分、これも不服審査会にかけられ、存否不確認情報といえますか、そういう情報の場合も審査会にかけられるということですから、救済という点で見ますとかなり手厚いということが言えるかと思うんです。では、入り口のところで、窓口のところで果たしてどんなふうに出てくるような要綱案になっているのかといえますと、疑問に思ふ点が多々あります。

代表的なのは、行政の意思形成過程情報の扱いなんですけれども、この中で意思形成の過程で自由な発言を妨げるとかそういったことにつながるような情報を開示しないというのはいわゆる不開示決定の理由になっております。しかも、誤解とか混乱といえますのは、むしろ情報を公開して説明すればかなり解消される場合も多いかと思うわけです。したがって、そういった意思形成過程情報などの限定というのは、やはりぎりぎりまで絞った形にしなければいけないのではないかと、思うわけです。

二番目の御質問ですが、裁判手続の中での行政情報の取り扱いという問題ですけれども、これは情報公開法とオーバーラップする部分があると思えます。

といいますのは、行政情報を開示するのは、いづれにしても、裁判においてもあるいは一般的な情報公開の窓口におきましても官庁である点

は変わらないわけです。この点で共通しているわけですから、やはり両方の法律とも情報をより広く開示するという方向でつくってほしいと思うわけです。

それでは、違う点といえますと、ほかの参考人の方も御指摘されましたが、民事訴訟法の場合は訴える利益という要件に当てはまる範囲での情報の開示ということになり、それだけむしろ一般的な情報公開よりもっとさらに広げて出すべきものではないかと思うわけです。

そうしますと、今回の民事訴訟法改正案での文書提出命令の扱いを見ますと、それがすべてといえますか、四号文書については秘密の判断権が官庁側にあるものということになりますから、意見陳述でも申しましたとおり、これは官庁にとつて都合な情報はすべて隠されてしまうおそれがある、こういう危惧を持っております。

あと、情報公開法要綱案と民事訴訟法の共通点として、文書提出命令に絡む守秘義務の問題につきましまして、特に衆議院の方で行政改革委員会側の答弁で、公務員の守秘義務の範囲と不開示情報との範囲が実は要綱案の主要な論点になっていたというふうな答弁がありました。そして、まず不開示情報の範囲を検討し、その上で守秘義務との関係も検討する、こういう考え方であるという答弁でしたけれども、中間報告の要綱案では全く守秘義務について触れられておりません。

これは私の記者としての推測にすぎませんけれども、情報公開法の審議における守秘義務の扱いというのは、民事訴訟法の守秘義務の扱いの結論が出るのを待っているのではないかと、いうふうな危惧を感じました。

そういう点から見ましても、守秘義務の扱いに關しましては、やはり秘密の判断権を官庁に任せるとは、司法審査にゆだねるという方向で検討が進められるべきものと思っております。

以上です。
○千葉景子君 もう一点お聞きしたいと思えます。簡単に結構でございます。

今回の民事訴訟法案の基本的な視点は、国民にわかりやすい、そして公平で公正でしかも迅速な裁判をとるという点にあるかと思えます。その目的自体はだれもが求めているところではございます。そういう意味で、マスコミの関係者としてあるいはこれまで裁判を見てきた観点で法案を生かす意味で、さらにそれにプラスする意味で、迅速な裁判あるいは国民にわかりやすい裁判という意味で、何か御注文のようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(鶴岡憲一君) 迅速さという点でいいますと、やはり最初に申しましたように、裁判で何が問題になっているのか、あるいは係争の案件の真相というのが一体何なのか、これが早くわかるということが一番迅速化する上での本筋の課題ではないかと思えます。

その点で見ますと、やはり証拠が十分に提出されるということが必要であろうと思えます。長くなっている裁判というのを見ますと、証拠が官庁なりあるいは企業なりに偏在している事件に多い。そこから今回の民事訴訟法の改正の動機も発しているところがあるわけですから、そのところを対応していくのが一番大切なことというふうに感じております。

○千葉景子君 それでは坂本参考人にお尋ねいたします。

大変難しい問題ではございますけれども、これまでの経験に基づいて本場に私も考えさせられる問題点を御提起いただきました。

時間がございますので、なかなかそれについて十分にお聞きできないので、先ほどおられる、裁判官自体が件数の多さの圧力を感じておられる、それが解消されることによつて随分、いい裁判をしうというところはだれも考えているだろうというふうに思っていますので、そういう問題点があるということもわかりました。

それから本人訴訟が多いということもございまして、これが双方に代理人がついていることがあれば随分いろいろな不利益を解消できる部分もある

うか思うんです。そういう意味では、御本人がなさることも別に悪いわけじゃないんですけれども、できる限り代理人もつけられる、それから裁判自体も受けやすいという、例えば法律扶助という面でも、この法案ばかりではなくて考えるべき点があるかというふうに思います。

参考人も全体としてはこの法案を進めていくという必要性も御指摘をいただきましたが、それ以外に裁判官についての問題点とかあるいは訴訟を利用するに当たっての問題点など、実務経験からお感じのことがございましたら御指摘をいただきたいと思います。

○参考人(坂本修君) 私は全然別件で最近日本の代表的なマスコミの編集委員の人と会う機会がありました。裁判官をふやせと言ったら、裁判官だけじゃなくて弁護士もふやしたらどうだと。賛成です。

私は、弁護士がまじめに働くことを前提として、例えば地方公務員並みの年収があつて、両親と家族を含めて生きていくということが両立するといふんですが、言ったら、怒られまして、それは弁護士の方がまだと。タクシードクターではやらないタクシードクターもある、飢える自由は万人に共通である、そういうことを言うからあなた方は世の中の評判が悪いんだと言われました。

私は、それは違う、私は金持ちにしてくれとかサボつて寝ていても地方公務員並みの給料をくれと言っているのではない。たぐさんの事件を抱えた裁判官が人権を守れないように、まじめにやっても本当に食えなくなつたらやっぱり弁護士が人権を守るのには難しくなる。だから、法律扶助制度などを設けてイギリスやアメリカ並みに、なぜこの経済大国日本でつくれないのでしょうか。私たちは自腹を切つて当番弁護士をやっています。私は六十三歳になっていますが、当番弁護士は一件も逃げないでやっています。でも、そんなことを持ち上げていくのが政治なんじゃないですか。それが文明であり民主主義ではないですかという議論をしました。

だから、裁判官をふやし、弁護士もふやし、そしてだれでもが弁護士を雇えるようにし、もちろん雇わなくてもいいと思います。そして親切な裁判が受けられるようにしてほしいと思います。

一点つけ加えてください。時間がなくて省略しましたが、私がお手元に差し上げた文書の六ページのところ、密室だつてそれから公開の法廷だつて、裁判官はまじめな人たちだから、やることは変わらないのじゃないかという意見をよく聞くことがあります。でも、これは実務の経験としまして、傍聴席に傍聴人が一人いると裁判官はしゃんとしますし、変な言い方ですが、私の依頼者でなくてもだれかに見られているときの私はちゃんとしています。見られていないときは手を抜いているのかというと、そんなことはありません。でも、やっぱり緊張感が違うんです。そういうことがやっぱり大事なことでというふうに思います。

特に、本人訴訟が何かで事件を早く片づけなきゃいかぬというプレッシャーにあえいでいる裁判官が、いかげんに頭にきちゃつて、ぐずぐず言わないで解決しないさというの、公開の法廷では言いませんが裁判官室では飛び出します。何度もあることです。

ですから、そういうことも含めまして、今、千葉先生の言われたように、裁判がもつと、どんなに貧しくて、しよせんは今の世の中どう頑張つたつて社会的弱者の方が権利も利益も守れると思えます。せめて裁判になつたら平等になれる、あるいは平等に近いところにいる。それが先ほどから言つた非公開開論手続、陳述書取り調べ方式をやられたら、戦車の前に裸で立つようなことに庶民はなりはせぬでしょうか。私たちは庶民の弁護士として頑張りますが、私たちの手だけでは及ばない。せめて法律をちゃんとしてほしい、そう思うわけです。

○千葉景子君 ありがとうございます。
○橋本敦君 きょうは西参考人、御多忙のところありがとうございます。

まず、坂本参考人にお伺いをさせていただきますが、貴重な御意見を拝聴いたしました。大きな観点で裁判を受ける国民の権利、国民の裁判を受ける権利というその裁判はまさに真実を明らかにし、適正な法令の適用、国民が納得する裁判ということだと思ふんです。

そういう国民の裁判を受ける権利をどう担保するか、これがまさに法制度の問題ですが、そういう中で私は、憲法原則としての公開の法廷というのは近代民主社会において極めて重要だと思ふんです。そういう裁判の公開という憲法原則とかかわりにおいて、先生が厳しく指摘される非公開開論手続の持つおの問題点とかかわりで、その点について御意見をいただければ幸いです。

○参考人(坂本修君) 先ほども一部申し上げましたが、基本的人権というのは、昔そういうものがなくて、奪われていて、そのために大変悲しいことが続出したから今度はやめよう、それを人権として決めよう。それが私は基本的人権が憲法に書かれていく歴史の流れだというふうに習いましたし、事実そうだと思います。

裁判官はまじめな人が多いと思います。けれども、あれだけ何百件としようとしてだれも見えない法廷で、きょう一息かけてこの本人がべたんと折れてしまえば、判決文も書かなくて済むし控訴もされない、一丁上がるんだと。その誘惑に駆られて事件が流れていくという危険は実務的には非常に大きい。変な言い方をすると労働事件なんかよりもっと被害が大きいかもしれない、抵抗する力を持っていませんから。

それと公開の法廷で、最近では裁判官ウオッチング運動なんというのが随分はやっています。ここに奈良弁護士会が一九九五年に発表した裁判傍聴運動の記録というのがあります。非常におもしろい記録です。この中で裁判官の経験を持つ以呂免義雄さんという副委員長がまとめていますが、刑事事件以上に民事事件の応酬というのは激しい、そして民事事件こそ法廷で傍聴して緊張感の

ある法廷にすることが大事なことで、刑事事件以上にある意味では大事なんだということを奈良弁護士会の役員の方々はこもこも語っておられます。

私は、これは本当に弁護士会が総力を挙げてやった傍聴運動の総括の文書でぜひ御参考にしていただきたいんですが、民事裁判における裁判の公開というのがいかに大事かということを実践の結果論証したものとして貴重な証拠だと考えております。

○橋本敦君 次に、準備手続において書証の取り調べが行われる。陳述書の取り調べが行われる。その準備手続の基本的な目的がまさに争点の整理だということであれば、裁判所はその事件について心証をとるのが目的ではないはずで、争点の整理にとどまる。ところが、実際に陳述書等がたくさん出てくる。そして、そういうことについて関係当事者の意見がその陳述書が正当だということも含めていろいろ言われるということになります。とおのずから心証形成がされるということとは当然出てくるということが避けられないんじゃないか。

私も長年の弁護士経験から、労働事件の不当労働行為の問題あるいは人権侵害の問題、こういう問題で、端的に言つて企業側がまさに真実を進んで明らかにするなんというのはいくらも信用できない経験をしばしば持っているんです。だから、坂本先生が今指摘されたように、あの東電の事件でも、三百通を超える陳述書のほとんどが信用できないというのを裁判所がわざわざ判決で厳しく批判をするということだつて起こってくるわけなんです。だから、そういうことを避けるためには一体どうするのかというのは、これはまさに裁判の公正を確保する上で極めて重大な問題になってくるわけです。

その点について、先生の御意見では、一つは当事者双方の同意なしにこういう手続をやっちゃいかぬというお話もありましたが、そういう陳述書の取り調べというところで裁判所が間違つた心証を

とらないようにするために、一体弁護士はどういう努力が可能なのか可能でないのか、先生の経験から御意見があれば承りたいと思います。

○参考人(坂本修君) 陳述書の問題は三つあると思います。

一つは、陳述書をあらかじめ全部調べてしましますと、裁判官によつては大体わかったから証人は要らないと言うでしょう。もし証人を出すとしても、陳述書が正しいところを調べる。あるいは陳述書で言い足りないところをちよつと例えれば十五分とか二十分と言つてくれとか、まず証人調べがそういう点では非常に減つて形骸化していくと思います。

二番目は反対尋問です。証人尋問でがちがちに固めて、違つたことを今さら言えば十万の過料を払わなきゃいけない。しかも、企業社会のおきてに縛られている証人の方に陳述書がうそだということを書かせ、本当のことを言わせるというのは本当に綱渡りの軽わざです。私は自信がありません。全力を挙げますが自信がありません。そういう点ではうそがはびこるということです。

先ほど、証拠開示という正しい証拠が出てこないということを言われました。そうじゃなくて、うその証拠が法廷に乱入してくるということはどうするのかというのが問題です。

最後に三番目、にもかかわらず陳述書は今でも結構使われているじゃないですか、どうしたらいいの。私は、個人的な努力としては陳述書を自分自身はなるべく使いません。相手にも使わせません。民事訴訟には書面を朗読するような形で証言することは禁じられています。もともと邪道なんです。ただ、それが裁判が込み過ぎてそうなるってあります。

またもとに戻りますが、裁判官をふやしていただければ、その事件の判決がまだ出ていませんので私のやつたことが正しいか正しくないかは今後の問題ですが、私は十三人の原告をたつた一日で調べたことがあります。会社の反対尋問もたつた一日、十三人の証人を二日で全部終わりました。

そういう努力はしていますしできると思います。でも、弁論準備手続が入つて陳述書の取り調べが原則になったときに、裁判官に私が言つたようなやり方で裁判を進めることを認めていただけるでしょうか。変わり者扱いにされ、そんなのは今の新法のもとではだめということでは飛ばされることをまじめに心配しています。

○橋本敦君 非常に重要な指摘を実務上の経験からいただいたわけですが、その中でももう一つお伺いしたいのは、陳述書の取り調べがはびこるのは私も基本的に賛成できません。しかし実際に出てくる。それが非公開の準備手続ということと、わづかな当事者の中で出てくるということ、公開の法廷でそういう陳述書の提出ということについて、公開の法廷で意見が言える、何が出てくるかは明らかに、関係者が法廷にたくさんいるということの違ひは、これまた大きい問題じゃないかと思うんです。その点について、先生の経験からどうお考えになりますか。

○参考人(坂本修君) 端的に言つて二つが大きく違ふと思います。

第一点は、陳述書が公開の法廷で出されたら、その陳述書を採用することの可否についてみんなが見ている前で堂々と反論ができます。裁判官の密室の中でこちゃこちゃやられるのではありません。だから、不正な陳述書をその場で防ぐことができるでしょう。

第二点、当日になるかその次になるかわかりませんが、公開の法廷で陳述書が出されてくるときは、大体次回なら次回にそのことで陳述書を書いた人間が証人として出てきます。それを反対尋問で、余り陳述書の中身が裁判官の心にしみ込む前に法廷でみんなが見ているところではそれがうそだということも明らかにできます。それは弁論準備手続で何カ月も前に全部陳述書だけが非公開の中で取り調べられる効果と比べたらやはり天と地の違ひだと思います。

○橋本敦君 貴重な具体的な指摘をいただいたと思います。この民訴法の改正が法制審ではもう五年もかけてやってきたんです。ですから、先生が御指摘になった弁論準備手続だけに限らず、上告制限の問題もある、それからその他マスメディアを使った新しい方式の取り入れもある、簡易事件の処理もある。まさに基本法の一つですから、逐条審議的な意味も含めて、将来の我が国の裁判制度のあり方の基本にかかわりますから、これはもう国会は一回も二回もかけて本場に論議すべきじゃないか、私は弁護士という立場は当然ですけれども、そう思うんですが、残念ながら国会はお考えになりますか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○参考人(坂本修君) 本場にそうだと思ふんです。法制審が一生懸命調べたのは、そのこと自体に私は反対はございませんけれども、法律をつくるところは国会だといふふうになっているはず。国会は法制審が決めたことについて認証をする場では決まらないうふうなふうに思ふんです。

承るところによりますと、会期はもう間もなくであり、今私が言つたような論点は衆議院でも調べられていないし、マスコミでも解明されているとは思いません。私が言っていることは、弁護士の三十七年の生涯をかけて申しますが、日本の庶民の人權を守るか守れないか、どういう裁判になるかといふことについて決定的なことだと思ふます。ぜひぜひ、党派を超えて審議を尽くしていただきたい。

でも、きょうの参考人で半日ですか、この間一日たしかお調べになったと聞いていますので、あと一回ぐらいいふふうに聞いています。六法の一つで、手続法ですから、これでだれそれがすぐ何人悪くなる、これで全部裁判やられるんですから。これからの何十年の裁判がこの手続でやられるという、人權の根本にかかわることについて、なぜ二日半の審議しか参議院には許されないのでしょうか。

私は、衆議院の投票も全部してきましたし、参議院だつて一度も棄権したことはありません。二院制のもとでいい法律をちゃんとつくつてほしい、いつもそう思つて投票してきました。すべての国民がそうであり、皆さんの議席はそういう国民の強い希望のもとに存在しているんだと思います。ですから、もうぎりぎりここにきて私のお願したいことは、よく国会は継続審議というのをやります。何でもこれが継続審議になったら困るんですか。これで半年法律ができるのがおくれたら何が起きるというのでしょうか。継続審議をして、衆議院がどういういきさつかわからぬけれども実質上見落としてしまつた中身を、国民のために参議院が本場に調べて打つべき手を、私が言つたのは一つの家であります。私はあれがぎりぎりの家だと思ふますが、違ふ案があるというなら、それはそれで議院の良識でいろいろ御検討していただきたい。しかし、決して見過ごしていいことだとは思われない。それを継続審議という、議院だけが決められることがあるんですからやっていただけないでしようかと。私は一度も棄権をしたことのない一人の有権者として、そして恐らく私のように思っている人がたくさん国民にいてることを信じて、そのことをぜひお願いしたいと思ふます。

○橋本敦君 時間が終わりました。鶴岡参考人には御質問申し上げる時間が私にはないので、大変失礼いたしました。おわびをいたしまして終わりたいと思ふます。

○委員長(及川順郎君) 以上で両参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして衷心より御礼を申し上げます。大変にありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局 更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六六〇号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一七〇二号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一七五三三号)(第一八二八号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一九〇八号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第一九二八号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一九三二号)(第一九三七号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第一九六〇号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一九六六号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一九七一号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一九九九号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二〇〇一号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二〇一〇号)(第二〇一一号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二〇五三三号)

第一六六〇号 平成八年五月三十一日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 山梨県塩山市上萩原六二八 岩波 兼 外三千名 敦君

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一七〇二号 平成八年五月三十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

第三部 法務委員会会議録第九号 平成八年六月十七日

請願者 東京都板橋区清水町九二ノ九ノ三

〇二 中村晃 外四百五十六名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一七〇三三号 平成八年五月三十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 名古屋市中千種区本山町二ノ三三ノ一 かつうビル 多田元 外三百三十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一七〇四号 平成八年五月三十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 愛知県瀬尾郡田原町大字田原字本町二二 大羽周次 外千四百六十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一七〇五号 平成八年五月三十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 名古屋市中千種区北山町一ノ二二 鈴木章由 外五百七十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一七〇六号 平成八年五月三十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市坂下津内一八三ノ一 八 中島準一 外千八百六十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

紹介議員 大森 礼子君
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一八一六号 平成八年六月三日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区目白二ノ三ノ三三ノ三 〇一 丹羽賢一 外九百四十五名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一九〇八号 平成八年六月四日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里金城町二ノ一 松本正美 外二十八名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三三三一号と同じである。

第一九二八号 平成八年六月五日受理
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市植木四二五ノ一 四二二 大岩元 外四十六名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第一九三一号 平成八年六月五日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都文京区向丘一ノ一六ノ二 小林孝子 外十四名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第三三三一号と同じである。

第一九三七号 平成八年六月五日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼四ノ一二ノ一 〇 常松政美 外二十名

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願
請願者 愛知県豊橋市牟呂町字松崎一ノ四 松澤旬子 外四十六名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第一九六六号 平成八年六月五日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 大阪府中央区北浜三ノ一ノ一四ユ 二淀屋橋ビル一〇F 斎藤浩 外千十五名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一九七一号 平成八年六月五日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 富山県新庄一、二六七ノ三 宇治谷明美 外四十五名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一九九九号 平成八年六月六日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神奈川県平塚市豊原町一ノ一七 関原肇 外二十二名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第三三三一号と同じである。

第二〇〇一号 平成八年六月六日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 千葉県船橋市上山町一ノ五五ノ二 二〇四 萱森秀勝 外二百八十一名

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

紹介議員 直嶋 正行君
この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二五五号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有一ノ一〇ノ一二
ノ一、〇〇二 村上陽子

紹介議員 長谷川 清君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二五六号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市仲町一ノ一〇ノ二
八 小島茂

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二五七号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 横浜市西区霞ヶ丘四一ノ五メゾ
ン・ド・セヴェールパートIIノ一

〇二 陳浩展

紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二五八号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平七ノ二ノ二ノ
三ノ二〇八 末永太

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二五九号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 神奈川県平塚市ふじみ野二ノ二
ノ一〇 打田照純

紹介議員 水島 裕君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二六〇号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 千葉県市川市東官野四ノ三四ノ一
八ノ二〇一 種市祐子

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二六一号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都多摩市関戸二ノ一五ノ八
戸崎義弘

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二七一号 平成八年六月七日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)

請願者 神奈川県鎌倉市手広七八〇ノ二
七 木村収夫 外七十四名

紹介議員 西川 玲子君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第二二七五号 平成八年六月七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都八王子市明神町一ノ八ノ一
三エクセレンス八王子五〇六 小
島輝信

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二八二号 平成八年六月十日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 千葉県四街道市大日三〇五ノ二
六 村杉直美

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

三〇一 森原琴恵
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二八八号 平成八年六月十日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢一ノ三八ノ
四 仲田俊一

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二九六号 平成八年六月十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神奈川県大和市南林間七ノ八ノ一
七カトレア一〇五 皆川美由紀
外二十二名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第二三〇八号 平成八年六月十日受理
民事訴訟法改正における文書公開規定の反対及び
修正に関する請願(二通)

請願者 京都市右京区西院上花田町二六
原口貴志 外四千五百名

紹介議員 堂本 暁子君

大阪HIV訴訟においても、被告である厚生省は
重要な証拠ファイルを隠し続けた。厚生大臣の省
内調査プロジェクトチームにより和解直前に提出
されたファイルですら一部にすぎず、和解後にお
いてもすべてが提出されてはいない。このような
証拠隠しを是認・強化する民事訴訟法改正案の項
目が、官僚の都合の良いように解釈され、濫用さ
れることは明白であり、現在、新たな被害隠蔽の
体制が官僚を中心に進められていると言えらる。
資料が訴訟当初から公開され、しかるべき対応が
取られていれば、情報公開法が発達しているアメ
リカで資料を集めるために時間を費やすこともな
く、被害犠牲者はここまで増えなかったはずであ
る。しかし、改正案の項目は、厚生省が確約した

「真相究明」と「被害防止」を後退させるだけでな
く、もう一度「被害」を起こし、なおかつ訴訟に対
する証拠提出を合法的に拒否できる特権を国のみ
に与えることになる。ついでに、次の事項につい
て実現を図らねばならない。

一、民事訴訟法改正案における次の項目を削除
し、証拠を隠したことが明るみに出た場合に
は、責任及び罪に問われるようにすること。
1 「公務員の職務上の秘密に関する文書」を裁
判所の文書提出命令の対象から除外している
点。
2 「公務員の職務上の秘密に関する文書」の判
断が、当の官僚本人にゆだねられる点。
3 「公共の利益を害し、または公務の遂行に
著しく支障が生ずるおそれがある場合」と濫
用できるあいまいな規定・表現がなされてい
る点。
4 訴訟を有利に進めるために、資料を故意に
隠し深刻な被害を拡大させても何の罪にも問
われない点。

第二三〇九号 平成八年六月十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
(二通)

請願者 東京都杉並区本天沼三ノ二四ノ一
一ノ三 西村嘉子 外四十六名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第二三一〇号 平成八年六月十日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都台東区寿三ノ一五ノ六ノ二
〇一 石井純司 外百二十四名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第二三一七号 平成八年六月十日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡葛飾町桜田三ノ七

紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三三三 平成八年六月十日受理
選択的夫婦別姓導入など民法改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一ノ
九千駄ヶ谷マンハイム三〇三 榎
田ふき

紹介議員 吉川 春子君

現行民法は制定から既に五十年を経ている。この間、婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え方や意識も大きく変化してきたが、一部の民法改正はなされたものの「個」の確立に基づく改正はなされていない。政府が批准した女子差別撤廃条約及び第四回国連世界女性会議で賛成した行動綱領では「家族構成員の人權と自由の完全かつ平等な享受」「多様な家族の在り方を認め、何人も出生によって差別をされはならない」と等が明記されている。現行民法には「婚姻後の姓の選択」「再婚禁止期間の女性のみの設定」「非嫡出子の相続権」などに関し国際条約等にそぐわない事項があり、憲法の基本的人權の尊重の立場からも法制審議会の答申に沿って早急に民法改正を行うよう求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、夫婦の氏について、氏名權は個人の權利であり、選択的夫婦別氏制を導入すること。同氏、別氏間の転換は希望する本人の自由選択にすること。

二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が一定年齢に達した時点で本人の選択による変更を認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしないこと。

三、離婚した女子のみに設定している再婚禁止期間は設定の根拠がなく、廃止すること。

四、五年間の別居を裁判上の離婚原因に含めるには、生活上の困難や子供の養育費の義務不履行が行われないような具体的施策が確立されなければ時期尚早であるので、これを同時に実施すること。

五、非嫡出子の相続を嫡出子と同等にするともに、婚外子に対する戸籍上の差別的取扱いも改正すること。

第二二三三六号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 香川県丸亀市城東町三ノ三ノ五 中島肇子

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三八号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都大田区千鳥一ノ二五ノ五二 ユー千鳥町マンション五〇七 池谷達

紹介議員 水野 誠一君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三三三 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 香川県坂出市川津町三、一一七 森井ひさこ

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三二九号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都東久留米市新川町一ノ一 一〇 町田有三

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三〇号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都練馬区中村一ノ一六ノ九ノ四〇一 菅家功

紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三一号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 埼玉県春日部市緑町五ノ一ノ四 三 小暮民恵

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三二二号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂元町四ノ一二 大江正一

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三三三 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 千葉県船橋市味が丘一ノ三一 松尾茂光

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三四号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 大分市寿町一ノ三 藤元宏紀

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三五号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 千葉県習志野市本大久保二ノ四ノ六ノ五〇二 湯本健一

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三六号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒四ノ八ノ一二大塚山マンション 川嶋昭宣
紹介議員 萱野 茂君
この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三七号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平八ノ九ノ一 一 川端洋子

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三八号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢五ノ二二三ノ二 渡邊ひな子

紹介議員 日下部裕代子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三三九号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区給田四ノ二ノ五ノ一〇二 大久保暁子

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三四〇号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草三ノ一ノ一 四 猿渡由紀子

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二二三四一号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 札幌市中央区南二条東四丁目チエリス大通二〇八 佐々木満寿子

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三二号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 岐阜県多治見市幸町七ノ六六ノ

八 沖井由美子

紹介議員 谷本 彌君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三三号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡勝町薬師寺二

八ノ三 鈴木直子

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三四号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷四ノ九ノ一ノ

二〇四 奥島加奈恵

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三三号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒一ノ一ノ一ノ

一〇ノ二 二恵比須苑六〇七 藤本勝夫

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三六号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市円行滝の沢八二六

ノ六 田中光雄

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三八号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都杉並区井草三ノ三〇ノ六

沖田信夫

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三三九号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 千葉県印西市大森四、四五〇ノ一

三五 芹生琢也

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三五〇号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿五ノ五ノ一九

シャルム川尻二〇五 伊藤豊

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三五一号 平成八年六月十日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 大阪府都島区中野町五ノ一四ノ三

ノ一、三〇一 植本眞砂子

紹介議員 藁科 満治君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二三七三三号 平成八年六月十一日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神奈川県平塚市万田九八コマツ万

田寮 柏原真 外四名

紹介議員 岩瀬 良三君

この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

第二三七九号 平成八年六月十一日受理

民事訴訟法改正における文書公開規定の反対及び

修正に関する請願

請願者 京都市北区紫竹上緑町六一 三宅

淳子 外二千二百四十四名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二四〇四号 平成八年六月十一日受理

婚姻制度等の民法改正に関する請願

請願者 東京都台東区谷中三ノ六ノ二 伊

藤彰久

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第二四三三三三号 平成八年六月十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員

に関する請願

請願者 千葉県船橋市行田三ノ九ノ九ノ五

〇四 池田喜一 外十八名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第二四四三三三号 平成八年六月十一日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 熊本県草北郡津奈木町福浜一、六

五三 岩崎わか 外五名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

平成八年六月二十七日印刷

平成八年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K